

角島集落の社会と生活

松沢寿一・新川伝助・中村省吾・国分直一・高瀬増男

Society and Life of Tsuno-shima

By

Juichi MATSUZAWA, Densuke SHINKAWA, Shyōgo NAKAMURA,
Naoichi KOKUBU and Masuo TAKASE

Tsuno-shima is a small island situated near Kottoi harbour in Kitaura district, Yamaguchi prefecture. It is configured by two topographical upheaved blocks, namely, Motoyama and Oyama. It is said that these have been separated by the dislocation.

Two clusters of dwellings, Sato and Nakamura, are located on the upheaved flat place of the Motoyama block and one cluster of dwellings is located at the Oyama block. As the Motoyama block fits for agriculture, two villages, Sato and Nakamura, seem to have been developed as a farming community. While the Oyama village is located on the sand-covered hill. So, generally speaking, this block does not fit for the cultivation, and the village was obliged to find a way for fisheries in the recent years. The field research of the island was often carried out at intervals, from August, 1959, to December, 1960.

In the following pages this attempt is made to present our researches on the communities of the island from historic, folkloric, sociological, economic and fishing standpoints.

Table of contents is as follows.

- I Introduction
- II Nature and environments of Tsuno-shima
- III Short history of Tsuno-shima
- IV Formation of the villages
- V Festival place and burial place
- VI Regular annual events
- VII Occupations and Labours
- VIII Fishing and fisheries

※ 水産講習所研究業績 第324号、1961年2月8日受理。

Contribution from the Shimonoseki College of Fisheries, No. 324.

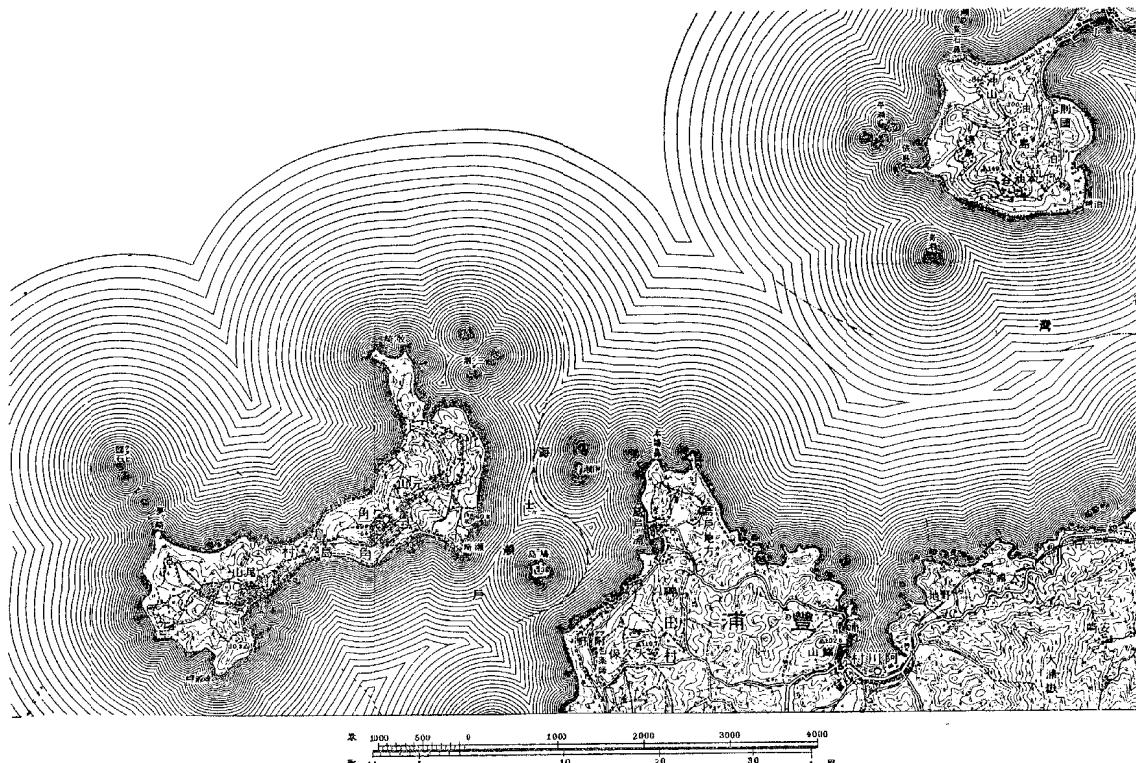
Received Feb. 8, 1961.

- IX Tsuno-shima fishermen's cooperation
- X Social consciousness and its character
- XI Fishing right
- XII Shimado village
- XIII Conclusion

一 序

我々は山陰響灘に於ける離島の調査を継続して行ってきた。この報告は既刊の蓋井島、六連島の調査報告に続くもので、角島の集落の歴史と社会を扱ったものである。然しながら単に文献を通して社会史の究明に努力を注いだわけではない。昭和34年夏季共同調査を行ったが、35年暮にかけて数次にわたる追補的調査によって、生業と労働の実態、漁業と漁場、漁業権の問題、漁業協同組合の経営等にわたって調査検討を行い、精神生活の面においては、深い関係をもつ祭地と葬地の状況、年中行事、社会意識の性格に及んで調査を行った。なお漁業に関して、角島と歴史的に深い関係をもっていたと見られる島戸浦の性格を明かにする調査報告を附加した。調査は共同して行うことを主体としたが、場合によっては単独渡島して調査に当ったこともある。最後に執筆に当つての分担を明かにしたい。

「地形と環境」「角島小史」「集落の構成」「祭地と葬地」及び「年中行事」を国分、「生業と労働」「社会意識の構造とパーソナリティの形成」及び「島戸浦」を中村、「漁業及び漁場」を高瀬、「漁業権」を松沢、「角島漁協の経営収支状況」を新川が扱つかった。



Map of Tsuno-shima

二 地形と環境

角島は東経 $130^{\circ}51'44''$ 北緯 $34^{\circ}21'34''$ に位置する山陰響灘中の比較的大きい島である。角島はその名の示すように北西と南西の両端に角のように牧崎と夢崎が突出している。

長径4.4km 最大幅2km 最小幅は中央部の断層低地で約300m。面積43平方km。東北に大津郡向津具半島を望み、東南に約1.5km、海士ヶ瀬を距てて本土に接している。

第三紀層を基盤とし、貫入した玄武岩及びその崩壊によって形成されている。中央の断層低地をさかいに尾山、元山の二大ブロックに分れている。元山ブロックは玄武岩の崩壊による赤土の土壤に富んでいるので開かれて水田その他の耕地が発達している。尾山ブロックは砂丘が発達し赤土層を被覆しているので水田は殆んど見られない。

海岸について見るに、島の西北側と東南側は孤状の小湾を形成している。露岩が著しく浸食されて海岸洞窟をなすところがある。東北と南西の海辺には露岩の荒磯が発達し、中央部には砂丘が発達している。

気候は対馬暖流の影響をうけて温暖、冬季北西の季節風が卓越する。最高気温 35.6° 最低気温 0.7° 平均 16.5°

集落は元山と尾山にある。元山は里と中村に分れている。里も中村も農耕を主体とする集落であるが、尾山は漁撈を主体とする集落である。本土との連絡は特牛港を通して行われている。

三 角島小史

ここには極めて簡単にこの島の歴史を概観しておきたい。近世以降における生業の展開は「生業と労働」が扱われる際に、或いは漁業権の問題が扱われる際にふれられるので詳述はそれらの項にゆづる。

山口県豊浦沿岸地方に弥生式時代前期の遺跡の発見例が近年次第に増加しつつある。

角島には、弥生式前期人の定着したことを見出す興味深い遺跡が発見されている。豊浦沿岸の島嶼の中、川棚川河口に近い厚島には、繩文後晩期に属するとと思われる遺物の包含層が発見されているので、豊浦沿岸地方に於ける先史時代の活動が弥生式時代にはいって開始されたとは考えられない。角島においても将来繩文系遺跡が発見される可能性はあると考えられる。然しながら今のところ、はっきりした定着の開始は弥生式時代前期から始まると見られる。現在のところ、弥生式時代前期の遺跡は元山の里部落に所属する沖田の辻岡一雄氏の所有の水田中に発見されている。島の北部本土側に面した東側の海辺の解釈低地で標高2~3m、波打際に接している。松田武司氏の採集資料によると弥生式前期の立屋敷土器の口縁部、底部、胴体部が採集されている。器形から見るなら壺型、甕型が多く見られる。定着生活の反映がそれら器型に考えられる。胎土には細かい石英粒、花崗岩の細粒を含むものが多い。甕の口径は広く、多くは貝殻施文をもち、口縁部に刻目がある。口縁部に平行沈線のあるもの、刻目のないものもある。それらの土器中に粒痕を有するもの1例鉄屑2片の附着したもの1例が発見されている。本島は花崗岩を産出しない。従って花崗岩の細粒を混じた土器は島外で製作され、搬入されたと見るより他なかろう。その胎土の状況から見るなら北浦海岸地方の弥生式前期の土器のそれに酷似しているので、北浦沿岸から搬入されたものであること、従って北浦沿岸よりする colony であることは疑いえない。

石器としては挟入片刃の磨製石斧が発見されている。恐らく木工用のものと考えられる。狩猟の対象としての陸獣がいたかどうかは不明である。

射魚が行われたかどうかも不明である。石鎌に使用されている黒曜石は姫島産のものでなく、黒色の玻璃光を有する島根県隱岐の西郷町津井産のものであろうと松田武司氏はいわれている。このことは角島の交渉

圈を考える上に見のがすことのできない資料であろう。

土錘が発見されることから漁撈も行われていたことも考えられる。

フジガサコ遺跡は尾山部落の河原（Kohra）にある。元山の沖田と対象的な地点で、標高 20 m、海岸より約 100m 地点の畠中にある。弥生式後期の土器及び須恵器の破片、土錘がえられている。松田武司氏の調査によると、石鎌には黒曜石、瑪瑙、流紋岩、玄武岩が用いられているという。石鎌に使用される石質から見て、島外の産地との交渉が語られていると見るべきであろう。

元山と尾山（往時、小山の字を冠している）の地名は主体的中心が元山地区にあり、後、弥生式時代後期に分出して尾山の集落が形成されたことを暗示している。

土師器、須恵器を伴う遺跡は島の中央低地及び尾山の裏海岸の大浜に見出される。島の中央低地の角島小学校の東側には厚さ 30cm～50cm の黒色の遺物包含層がある。土師器、須恵器の包含層である。同じく島の中央低地にある角島中学校校庭も土師器、須恵器時代の遺跡である。松田武司氏の調査によると被覆された新しい白砂の下の黄色の砂層に数平方メートルの遺物包含層が数カ所発見されている。石製品に石皿、敲石、石匙が発見されている。一部にアワビ、サザエ、その他二枚貝、巻貝、ウニの棘を含んだ貝塚がある。なお火を焚いたと見られる焼土が、直径約 3 m の円をなして存在する。興味深いことにこれらの上層に牛の骨が完全な骨骼において多量に埋葬されているとされる。報告者の松田武司氏は北西風の強く当る低地故、住民の永住的な住居とは考え難く、夏季或いは漁業季に一時的漁撈用出小屋であろうと見ている。妥当な見解と思われる。

上層部における牛骨の埋葬の時代は発掘していないので確めえないが、延喜式に既に官牧の存在したことか記載されていることから見て早い頃にこの島が牧地として利用されていたことは明かである。牛骨埋葬の層に時代を語る伴存遺物を見出すことができるなら畜産史研究の上に重要な意義をもつことになるであろうと思われる。

尾山裏海岸大浜の遺跡は季節風が真正面から当る北向きの標高 2～3 m の汀線より 10m ばかりのところに位置することから見て季節的漁業用出小屋のあったことを語るべきであろう。

沖田を水田として定着し、その後フジカサコに分村定着した古代角島人がその後、漁撈用出小屋を上述の地点に営んだとは考えられないと思う。角島位の小島であれば定着地から離れて出小屋を営む必要はなかったかと思われる。近世に於ける状況しか文献の上では確められないが、島は豊浦の沿岸と密接な関係にあり、殊に島戸はこの島と深い関係を有し、季節的に移住し、漁撈を行っていたことから見て、本土沿岸よりする漁撈者の季節的出先漁撈の先駆的遺跡を見るべき可能性が強いと思われる。

古典にあらわれた角島としては万葉集に「角嶋之追門乃稚海藻者人共荒有之可抒我共和海藻」と見えていことがあるが著名である。延喜内膳式に「諸國貢進御贅年料長門国稟海藻一百四籠」とある長門国稟海藻の中に角島の和布がふくまれているかどうかは明かにされないが赤間関（下関）から角島を含む山陰の海辺の和布が貢進されていたと見てよいであろう。豊浦町無田の泥炭形成が陸地の上昇と沿岸地方に於ける弥生式前一中期以後の第二次砂丘の形成と深い関係をもっていることが、1960年12月25日～1961年1月2日にかけての豊浦町無田地区の調査の結果明かにされた。然してその時期は井関弘太郎助教授によって、5世紀～10世紀であろうと想定された。この想定に照して考え方を見て見るなら、近距離にあり、類似した土師器、須恵器を出す角島の初期の砂丘上の遺跡を 5世紀～10世紀頃のものと想定することが可能かと見られる。それが島外からする季節的漁撈者の小 colony であろうとする根拠は既に述べたが、その状況は恐らく近世に至る迄経続していたと見られるようである。近世に於ける状況は楠美一陽氏の豊浦郡水産資料に詳細である。なお本報告において島の性格を歴史的に追跡する作業が行われる際にもふれられるであろう。従ってここには大体の趨勢に言及するに止めた。

元和から承応にかけて豊浦沿岸に於ける漁況はやや活気を示しはじめる。島戸浦、小串浦、吉見浦、永田浦等の漁人の間で漁場、漁撈技術、漁獲物の配分方法等が論議されるようになる。享保13年に島戸浦で筑前

鐘ヶ崎の漁士を雇入れ、同浦、角島廻り、阿川浦近く迄の沿岸で鮑を採捕せしめたということは島戸の漁撈者がいかに早くから角島附近の漁業に関係をもっていたかを語っている。又阿川浦の漁撈者が享保年間に角島の鰯ノ浦を根拠地として鰯、鱈の漁撈に従事していたことが明かにされている。近世にはいって角島周辺の漁撈は本土漁民によって次第に本格的に當まれるようになってきたことが考えられる。

江戸後期に至る迄は農耕生活に主体をおいていたと思われる角島島民も宝暦年間には漁業権の請願をしている。そのことに關して、島戸浦漁民庄屋河口藤右衛門を通して、奉行に出願した「御歎願申上候演説」は角島の生業のあり方について触れている点に於いて、又島戸浦の漁撈者の角島との関係の深さについて語っている点において、又近世末期における沿岸漁業の行きづまりについて語っている点において興味深い資料である。

その御歎申上候演説は「宝暦年中角島御庄辰治郎兵衛御役中新浦被願出御免被仰付御書出頂戴仕候段当浦方之者とも承之大に驚入早速当浦之御庄屋へ歎出角島へ御免の新浦御止させ被遣候様に御上に御願仰出候様に申出候處」に始まる長文のものである。島戸にとっては重大なことであったと見られ、「当浦申私共先祖の者共無拠御城下表浜へ罷出御歎申上と浦中不残鍋釜等菰へ包銘々かるい一同と出立仕候段当浦方役人衆御聞付御留と成候」とある。その中には「角島御百姓衆は往古より耕作にて渡世被仕候当浦私共儀は角島廻りにて諸漁仕漁業一通にて送光陰至て浅間敷渡世仕候」とある。歎願書は文化4年卯2月浦惣中及畔頭の印判にて庄屋河口藤右衛門宛出されたものを庄屋から御郡代金屋右衛門に提出されたものである。この時に発した島戸と角島の漁業紛争は長く尾をひき明治19年頃より熾烈になり、殺人事件まで引きおこしたが明治39年6月21日至って解決がつけられるに至った。同島ではこの日を漁業権恢復の記念日としている。八幡社の境内に記念碑が立てられている。同碑には人口の増殖と生活難から海幸を考えたが、漁区は既に他の浦の有たらんとしていたという文句が刻まれている。

近世における角島の地理生産の状況について詳記した資料として逸することのできないのは元文4年10月27日庄屋新之丞印判のある地下上申である。

一 懇 石 高	六百九拾六石貳斗四升三合	
内	四百七拾五石七升四合	田方
	貳百式拾壹石壹斗六升九合	畠方
一 懇 家 数	百式拾七軒	名子 内男 共々
一 懇 人 数	五百九拾式人	
内	参百五人 男	
	貳百八十七人 女	
一 懇 牛馬数	百六疋	
内	八十三疋 牛	
一 渡 海 舟	三艘 但小艘	

以上に対し幕末の安政5年頃に整えられたと見られる村浦明細書によると次の如くである。

田高	四百七拾六石五斗六升四合	
徳米	八百五拾七石壹合貳勺二毛	
畠高	貳百壹拾壹石四斗六升九合	
内	參斗 藏屋 浦	
	八斗六升 庄屋 浦	
メ	壹石壹斗六升	
残畠高	貳百式拾石參斗九合	
軒数	本軒百姓 八拾式軒	
	名子百姓 拾 八 軒	

男女 男 四百九拾八
 女 四百八拾九
 牛 弐百四
 馬 なし
 役船 参艘
 藻刈船 艇数不明
 鰯網 壱川 百姓中より願出西十二月被指免
 明治18年報告の山口県地誌原稿によると次の如くである。但し原稿は明治14年に書かれている。
 田 弐拾弐町弐段參畝弐拾壹歩
 地価 六千六百六拾円參拾七錢五厘
 畠 四拾五町六段壹畝拾弐歩
 地価 六千七百參拾円八拾八錢四厘
 宅地 四町弐段六畝五歩
 地価 八百六拾円六拾九錢七厘
 山林原野 參拾六町六段拾五歩
 地価 弐百七拾弐円參厘
 総計 百九町七段一畝弐拾參歩
 地価 壱万四千五百弐拾九円九拾五錢九厘
 本籍 弐百弐拾九戸 士族弐戸
 平民弐百七拾戸
 男 五百六拾五口 士族五口
 平民五畝拾口
 女 五百六拾九口士族 五口
 平民 五百六拾四口
 計 壱千壹百參拾四口
 牛 牝牛 弐百弐拾頭
 牡牛 弐拾頭
 計 弐百四拾頭
 船 日本国型船 五拾六艘 五十石未満

以上元文4年、安政5年、明治14年と近世末から明治初期にかけての統計を比較して見ると近世後期から近代初頭にかけての島勢の傾向をつかむことはできるであろう。これが昭和30年統計では戸数376戸人口男1048人、女1067人計2115人と急増している。その他生業の発達と展開は「生業と労働」の項にゆずる。

四 集落の構成

元文の地下上申には七つの小村があげられているが、現在は13の小村から成っている。それが三つの大村の中に集約され包括されている。当時元山は本山と書かれ、尾山は小山とあてられていた。中村という名称はまだ登場していない。伊原村、後村、野崎村を後、中村とよぶようになったものであろう。

本山村を中心にして発達した元山地区の集落群と小山村を中心とした尾山地区の集落群との二つの集落が双分的構成を示して対立共存していたものであろうが、年中行事のあり方を見ると三分して行われる場合が目立つ。本山村から南西に分出したものが、地理的にまとまった地区に立地するところから、自然に本山村に対して分立的傾向を示すようになり、中村が分立したものであろう。然しながら本山村、中村、小山村と

三村を比較する時、中村は本山村に近い性格を示し、主要な年中行事に於いて本山村（里村）に対して従的立場に又立つ場合があることは、本来は双分的構成のものが本山村から分れることによって、三分的構成をとるに至ったことを暗示しているように考えせしめる。本山村に対して新來の定着者によって営まれたと見られる仮屋村は地理的に分れた地区であるが故に、もし仮屋村が大きくなるなら元山地区においては二分から三分えと構成が進み、島全体としては四分的構成を示すことになったと考えられる。

元文の地下上申にある本山村は現在の里村であろう。地下上申には「本山村と申ハ田畠山林人家余分有之故ニ往古より本山村と申習し候」と見えている。現在、里村は更に四つの小地区に分れている。西迫（28世帯）仮島（23世帯）辻方（26世帯）岡方（27世帯）がそれである。

野崎村については地下上申に「往古野崎にて有之其以後追々人家出来仕往古之野之崎を唱今野崎村と申習し候事」と見えている。

仮屋村は地下上申に「往古島人少く他所より假りに居住仕己後追々百姓成立了る故仮屋村と申習候由地下人申伝へ候」と見えている。伊原村は地下上申に「往古当島大寧寺領所ニ而有之其節伊東大蔵と申仁所務代として居住被仕たる由申伝候」とある。伊東大蔵が弓の稽古場の跡に人家ができるので射原村とよばれたのが、後伊原村となつたと説明されている。現在の辻方を含む地域かと見られる。地下上申に見える松原村は尾山の一部かと見られる。地下上申には「往古此所山林にて有之たるを追々切私人家も出来候故か松原村ト申習し候由申伝候」とある。辻ヶ浜、黒瀬、久保を含む附近をそうよんでいたものようである。地下上申には附近に焼野という地名があることから見ると野焼きをして粟を栽培していた時代が過去にあったかと考えられる。現在でも尾山では陸耕して粟を作っている。

里、中村、尾山が共同体としての意義を顕著に示すのは祭事である。村の中心をなす神社は八幡社であるが、その祭は新暦の10月に行われる。10月10日に小祭、同月11日に中村の小祭、12～13日に尾山の小祭がそれぞれ行われる。尚、14～15日に3集落共同の大祭がある。3村はそれぞれ小共同体を成すが、最後の大祭で島全体が一つの共同体としての強い意識に結びあわされるのである。

3村が別々に行う祭にメノハ祭がある。里は牧崎の山の森の神の前の浜で、中村は八幡社の前的小宮で、尾山は明神の前で祭をしたという。その上で各村を代表する3組の舟競争が船津浜で行われていたという。船津浜は最も古い船着場であったと見られる。浜に直ちに続く低地に弥生式前期の遺跡がある。

えびす祭はもともと尾山の祭といわれることは、尾山が漁撈的性格をもっているからであろうが、少くとも近世後期以後のことであろう。結婚は3村相互の間でも各村中（うち）のもの同志でも行われるが、里と尾山との一定の家の間で cross cousin marriage を行っている例もある。

調査中、角島中学校長大西氏にお会いした時、元山地区では本家分家的意識が強く、上座、下座がやかましい。尾山地区は比較的本家分家的意識が弱いのに反して年齢階級的な傾向が強いといわれた。元山地区は水田が発達し、純農村であり、尾山地区は漁撈に進出し、副業的に陸耕作物を作っているので、そのような対象的傾向が見られるものであろうか。然しながら日露戦争前頃迄は元山、中村、尾山の各村に「泊り宿」があったという。それぞれに年齢階級の構成があり、15～25才迄の未婚の若連中が、男女ともに同宿していたという。年齢階級の詳細は社会意識の項にゆづる。「泊り宿」が里、中村、尾山の各村にあり、それぞれ同様の年齢階級構成をもっていたことは農村的性格を強くもちつつも島であることからくる海村的な生活のあり方を反映するものと見てよいであろう。

五 祭地と葬地

元文の地下上申に登場する社祠は次の如くである。（ ）内は所在地を示す。

八幡宮（野崎）弁才天（野崎）尼宮社（瀬崎）夢崎明神（小山）巖島明神（勝安寺）觀音堂子安觀音と申伝候（野崎）真宗德蓮寺（本山）同勝安寺（小山）同宗堂場貞山（小山）

豊浦郡長府領角島寺社由来三冊の写本によって若干の補足をするに八幡社は当時（元文4年末10月）入9尺3寸、向6尺5寸の小祠であって、応永式年に萩明神内上村の八幡宮を勧請したもの由。社米は払升5斗宛。弁才天社はカリヤ村に有り、入1尺2寸、向9寸の小祠。先年より右之社岩畔にありしを享保年中より右の小社をおいたとされる。祭事は9月17日夜。

尼宮社は瀬崎にあり。御社岩畔。夢崎明神は御社岩畔。祭は定り無し。勝安寺境内の巖島明神は御社彌菴きにして、4尺四方程。御祭は毎年11月12日。「右二神は先年幡州明石之梅太郎と申者角嶋にて鯨組仕候時に家立申之由候」と注記されている。村浦明細書によると若干の追加がある。尚簡単な解説があるので附記しておきたい。

一神社

八幡宮一社	社米払升五斗ノ所文化元年より半減になる。祭祀九月十四日、十五日
祇園二社	祭 六月十五日 八幡社内有之
業平社	祭 十二月朔日 巖島明治一社祭九月十三日
夢崎明神	大嶋海人參り夏再々漁祭として船人申受候
弁才天一社	祭 五月十六日 七ヶ日神一社祭正月七日
金日羅一社	祭 六月九日
厄神一社	祭 十一月三日
鼠神一社	祭 十一月十一日
龍宮神一社	祭 十一月十五日
荒神社一社	祭 十一月十八日
河原神一社	祭 十一月廿日
黒瀬神一社	祭 十一月十日
神田神一社	祭 十一月十六日

一寺

真宗勝安寺
同宗徳蓮寺
同宗淨樂寺 以上三ヶ寺豊前小倉法淨寺末
観音堂一ヶ所

以上村浦明細書（安政五年頃）による。幕末頃における祭地の状況がわかると思う。

以上の中、厄神、鼠神等と記載されるものは最も土俗的性格の強い祭神らしく思われる。その中の厄神とよばれるものは現在ヤブ神とよばれているものに当るものであろう。元山の里にはところどころにヤブ神があつたようである。中村にも宮の下にヤブ神がある。八幡社の祭の時に的神事があるが、その際の的と矢はヤブ神に捨てるという。尾山には長浜と神田にヤブ神がある。長浜のヤブ神は蛇を祭神としているという。神田のヤブ神は蛙であるという。神田とは即ちその祭神の神様田なのである。長浜のヤブ神も神様田をもつている。

おそらく六連島のヤブ神と同様のものであろう。六連島の場合は明かに麦の祭と見られる祭がヤブ神の前で行われている。然し角島のヤブ神の場合は秋の祭になっている。詳細は行事の項で述べたい。

島内ところどころに矢塚とよばれる岩石を積んだところが畠中に見出される。大内の遺臣伊藤藏人が遠矢を射た時の矢の届いたところの記だと伝説されている。この島を調査された桜田徳勝氏は信州松本地方では耕地中にある堆石をヤヅカとよんでいるが岩塚の意である。開墾する時に取除いた岩石を積みあげた場所であると里村の藤野和氏宛に書信をよせておられる。

葬地は各村にある。共同墓地であるが、地形の制約から必ずしも一所に限定されていない。

島外の系統のものが一ヵ所元山にある。島戸系の墓地である。島戸から渡海して祀っていたというが、次

第に祀る者がなくなったといわれる。埋葬は方形の座棺におさめて地下に埋め、墳丘を作らない。上に偏平な自然石を覆う。古いものには覆い石のみのものが多いようである。自然石の立石を伴うものが次いで登場し、石を切って方形の墓標を伴うものへと移行している。墳丘を作らず偏平な自然石で覆う形式は北浦地方の弥生式時代以来の伝統を伝えていると見てよかろうと考えている。

葬地はかっての祭地でもあったと見られる。尾山では旧6月21日に「団子祭」が行われている。粟、麦、黍などを団子にして、古い墓原の下の広場で祭事は行われた。そこには巖島社があり、団子の神様とよばれていたというが、今は八幡社に合祀されている。団子祭にはその広場で相撲がもよおされたという。尾山は水田の殆んどないところで、麦粟等の陸耕作物を主体とする地区であるから、陸耕作物の祭、殊に麦の収穫祭としての意味をもっていたものでなかろうかと考える。その祭がわざわざ古い墓原の前で行われたことは意味があるようと思われる。恐らくは祖靈への初穂を捧げる新嘗祭の意味があったものであろう。

六 年 中 行 事

現在年中行事は新暦で行われることが多い。以下旧暦の行事の場合には附註する。

12月31日

神酒1升、糀麦1箱をたづきて親元にゆく。現在は下駄と母親の腰巻にかわった。この行事をすませて年をとる。

1月1日

元日の朝、祝い餅を仏壇に供える。この餅を「門餅」ともいうのは古く門松に供えていたことによるものであろう。祝い餅は年とりの日に供える人もある。1日の朝、船の帆柱のところに松をくくり、神酒と祝い餅を供えて船靈に捧げる。餅は円餅で、焼かずに雑煮をつくる。椎茸、堅魚をいれるところもある。

1月7日

七ヶ日の神の祭がある。里の山本家で5～6畝、同じく里の小崎家で3畝の「七ヶ日田」をもっている。何れも里の海岸低地にある田である。弥生式前期の遺物の出土する低地であることは興味深い。この「七ヶ日田」からできた米を八幡社の祭に供え、的神事を行うのが「七ヶ日の神の祭」である。当元は山本家ヶと小崎家の当主が1年交替で当る。その年の当元が的と弓を作る。中村の竹村家の当主が当元を迎えてゆき、八幡社に案内する。何回も迎えにゆかなければ当元は腰をあげないことになっている。漸く腰をあげて、八幡社に至ると、当元は東西南北に礼拝した上で的を射る。矢が的をはづれるとその年は運のよい年とされている。当ったら神酒1升を捧げることになっている。神事には太夫（神主）が立会う。尾山の方にはこの種の的神事がない。興味深いことに七ヶ日の神は八幡社の神であり、その祭神は又素戔鳴尊だとされていることである。

1月11日

荒神の祭。これ迄座頭坊主がきていたが、この数年きていない。「十一日祭」ともよんでいる。猿田彦に、細い繩をない、橙の皮をつけたサルオを若者たちが作ってかける。

1月20日

「廿日正月」各家で神酒を祝う。正月の祝餅をさげて食う。祝餅としては家族の数だけの重ね餅が用意されているので、家長から順々に下げて食べる。

2月1日

田朔日（タツイタチ）。マゼメシを作つて祝う。

3月3日

ひな祭

4月5日

えびす祭。尾山の西村家が明治5～6年頃石工に頼んで作った「えびす」を西村家の縁側に祀ってあつたものを、大船頭が明神の横に祀ったという。この事情から見ると、えびす祭はもともと尾山の祭であるが、それも明治にはいってから始まったと見られる。近年に至って漁業協同組合が角島全体の祭事として世話をすることになったという。この日、船主は船の手入れをし、船名を書き入れた旗を祭場にかかげる。組合から各戸に2合づつの酒が配給される。

4月6日

若布祭。里、中村、尾山の3区にわかつて行われたことは上述した。里では牧崎の宮ノ下の森の神に、中村では八幡宮の前の祠に、尾山では燈台下の明神にそれぞれ「メノハ」(布の葉)を供えて新嘗の祭が行われる。このあとで船津浜で行われる船競争はオシコグラとよばれている。各大村から3隻の伝馬を出すので、9隻の競舟が用意される。乗組員は5人。乗組員は大船頭と青年組が決めた。全村の家族たちは食事を携えて浜に出たという。船のオモテでサイハイ(指揮者)が躍るような身ぶりで指揮をする。他の太鼓を打ってはやすものが1人。櫓を漕ぐ者3人。ハリヤラーハリヤラーハと声高くはやす、はやしの中を懸命に漕ぐのであったといふ。

5月21日

親鸞上人の誕生日。門徒は料理を作り寺参りをする。講話を聞いたあと、酒を飲む。少くとも亭主は参る。妻女の参るところもある。

6月21日(旧暦)

団子祭。上述したが、若干附記しておく。小麦の団子を主体とする点から見て麦の収穫祭と見られるが、粟、黍の団子も作る。その他稗の団子を作った時代もあるといふ。団子はイギの葉で包んだのでイギモチともよんだ。この日は出稼ぎに出ていた男女も帰島し、祭に参加する。

7月7日(旧暦)

若連中が墓掃除をする。

7月14日～15日～16日(旧暦)

満月をはさんで盆祭が行われる。14日には八幡社で芝居がもよおされる。里、中村、尾山から2本づつ の武者絵を描いた幟が寄進される。尚各村提灯を拝殿の前にかかげる。芝居のはじまる前に拝殿で神樂が行われる。芝居には各戸米を出しあって費用に当てたが、今は町費を主体として不足分を戸割にして埋めている。芝居を雇うことのできぬ年は盆踊をしたといふ。踊は筑前大島系の踊だといふ。15日には墓に水、花、線香を供える。食品は供えない。16日は魂送りの日。精霊船を流す行事は行われていない。燈籠流しも行われていない。

10月10日～15日

秋祭。小祭は各大村で別々に行ったことは上述した。近年13日に統一して小祭を行っている。14日、奉納相撲がもよおされる。15日、本祭、祭殿から1町位のところに新しい土を盛り、竹垣で囲み神輿を据える。約2時間後、3つの大村の総代5人、13の小部落の代表13人が役人として垣内に入り、神前に甘酒と特別に手入れして作った野菜を供える。然し漁家は生かしておいた魚、磯もの(鮑の如き)を供える。下げられた甘酒は氏子一同で祝う。

12月15日

秋葉祭。驅祭ともいう。火の神の祭。今は特別の行事はない。

以上は主要な年中行事であるが、大体において年中行事における古い姿は失われようとしている。例えば盆の「魂送り」の如き重要な行事でも精霊が帰る日として観念されているが、送り出す行事は消滅してしまっている。

七 生業と労働

I 漁と農

玄海の眺めを一望におさめ朝夕四圍に潮騒を聞いて暮らす島人にとって、往昔より採藻採貝その他の漁撈が生活の主要面であったことはその遺物によっても知られる通りである。

文献時代ともなれば万葉集卷十六の「角島之迫門乃稚海藻者人之共荒有之可狩吾共者和海藻」と歌われ、貢祖としても中央に送られていたことがわかる。延喜内膳式にも「諸國貢進御賛年料長門国穉海藻一百四籠」とあり、この凡てが角島とはいがたいけれどもかなりの量であったことが覗われる。

さてこの程度の漁は各時代を通じて行われてきたであろうことは明瞭であるけれども、やがて附近地方の浦々が交換経済の基盤に立った業としての漁に進出するようになっても、角島は依然旧態に止り、果ては環海の漁業権迄も対岸の諸浦に掌握される顛末とはなった。従ってその回復には長い歴史と大いなる犠牲を払わねばならなかつたのであった。

かくて角島の主生業は先ず農業として営まれた。今これを文献によって見るに延喜式に「諸國馬牛牧長門角嶋牛牧」とあり、又藤原明衡新楽記に「宅常担長門牛」を見ゆ。降って地下上申には「惣牛馬数百六匹」とあり、更に村浦明細書には「牛式百匹馬ナシ」とある。

斯る伝統は今に継承され昭和34年度仔牛生産量112頭にのぼり地区外に売り出されたもの97頭その代価は263万5千円となっている。昔からの牧も今に共同經營の形で維持されている。

栽培作の記録としては地下上申に「惣石高六百九拾六石式斗四升三合内四百七拾五石七升四合田方式百式拾壹石壹斗六升九合畠方」とあり、更に村浦明細書には「田高四百七拾六石五斗六升四合畠高式百式拾壹石四斗六升九合嘉永五年子春新加畠高三石八斗四升三合九勺」とあり、庄屋敷蔵屋敷料を引いて「合田畠現作高七百石七斗壹升六合九勺」と見えている。

地下上申記載の惣屋敷が百式拾七軒、村浦明細書のそれが本軒名子併せて百軒であるから今假りに平均高を出すと、前者が五石四斗八升二合二勺後者が七石七合二勺となる。

耕地の拡張には非常な苦心の払われたことは角島を歩む者の直ちに気付くところであつて「無為の田之尻」を除けば水田の町並は小さく而も段々の谷間丘の上山の辻と到るところに開拓の苦心の跡が見られる。

本島には川らしい川がない。従って溜池に頼るほかないのであるが、それに溜める水量さえ年間を通してばかりはない有様であるから、その構築は丁寧で古いものは石組新しいものはセメントで囲まれている。その数も少く村浦明細書の記録にも坂根堤と坊下堤のみで現在と雖数えるに十指で足りる。

そこで多くの水田は天水依存であるから、田植にあたっては玄武岩崩れの泥土を利用して深く水を溜込むのが先決で、従って植える時期も遅れ又苗の長さも長く一尺四五寸のものは珍しくない。斯様な状態であるから収量も低く反当4俵位が普通である。

今土質の点から見るならば、木山が粘土質であるのに対して小山の方は砂岩や石英崩れの砂地が多く従つて畠地が多い。土質別耕地面積の分布は次表の如くである。

区分	砂 土	砂壤土	壤 土	埴壤土	埴 土	
田	65.10	65.10	65.10	195.30	260.40	単位は反
畠	182.60	207.50	207.50	166.00	66.40	

昭和三五年度統計によると水田が64町2反3畝畠が81町6反8畝となっており、その利用内訳は次の通り

庄		島		果樹園
二毛作	一毛作	普通島	その他	
508.0	134.7	738.5	75.3	3.0

米生産総量は970石であるがこれを供出量から見ると60kgを僅か360戸で、301人の農協組合員の内米供出農家は僅か53戸而も最高で20戸、10戸以上供出の戸数は僅々14戸に過ぎない。以てその経営規模を知ることができる。

昭和三四年度全島農業総合生産高及びその換算額は次表の如くである。

生産高 種別	米	麦	甘藷	葉煙草	鶏卵	蔬菜果樹 雑穀その他
生産量	950石	1200石	15万貫	800kg		
単価	石1万円	石5200円	貫17円			
換算金高	950万円	625万円	260万円	200万円	160万円	300万円

この数値に仔牛収益を加えると総計2,675万円となる。

但し島外輸出のできるものは麦の一部(35年度317戸)甘藷の一部(同17,600貫)煙草の全額、グリンピースや馬鈴薯7万円、鶏卵若干に過ぎない。即ち本島農業は自給体制の余剰があまり期待できないということであって、漁業に進出せざるを得なかった理由もここにあったわけである。戦後の農地改革の影響ももともと地主の少なかった本島では顕著な結果は見られなかった。

かくて本島生業の形態は農業と漁業の兼業型に移行し生計は複合型となったのであるが、今地域別に大別すると本山は農業兼漁業型であり、小山は漁業兼農業型であるということができよう。なお最近百年間の人口の増加が尾山に顕著に見られることを思えば角島の生業の指向方向がうかがわれる。(漁業については八章参照のこと)

II 労働

生業形態の進展と共に労働も当然分業形態をとるわけである。

昭和32年度耕作栽培面積に分担した農民の分布を次表に示す。

栽培面積 項目	一反未満	1反~3反	3反~5反	5反~1町	1町~1.5町	1.5町以上
該当農家数	9	64	47	93	30	5
同上総世帯員数	44	366	277	635	199	36
同上農業従事者数	12	104	88	228	80	17
平均農業従事者数	1.3	1.6	2.0	2.5	2.7	3.4

栽培面積の少い程総世帯員数に比し農業従事者が少いのは実質的には漁業へ労働力が移行していることを物語るものである。かかる家庭では農耕は女子が受持つのが普通である。

農業機械化の現況は、脱穀機1人用12台2人用75台、自動脱穀機6台、穀搗機6台、通風乾燥機2台がある。動力としては電気モーター3台、ディーゼルエンジン9台、石油発動機46台でそのうちディーゼルエンジンや石油発動機には船動力と兼用しているものが相当ある。(3t以下の船は殆んど兼用)

共有としては穀搗機2台あるのみで一般に少いがこれは半農半漁形態のため天氣次第で各家一齊に作業をすることになるからで共同耕作迄進展しない限り増えないことが予想される。又島内親類縁者の多いことはいわゆる「いい」をフルに利用し短期間に作業を完了している。

なお例の季節出稼は若者の資格付として考えられていたから、都合をつけ無理をしてでも出す結果、その

歛寄せが老人にかかり手助けをする結果となっている。

(季節出稼)

角島には古くより季節出稼の風習があった。永く農一本で労働力に余剰があり、一方地方（ヂカタ）内陸地帯は広い耕地を持つため農繁期の人手不足に悩まされるという需給関係があったわけで、この両地域を調整した制度として需要地帯の中心地滝部町通りにいわゆる奉公市ができたのである。今その歴史を尋ねるに当って防長風土記（野村春嶽著）の一文を引用する。

「奉公市は慶安年代本村の先覚者鷺頭自見翁が農林経済救済と美風美俗の涵養を主眼として開設せるものといわれる。当地方では娘は一旦他家に奉公しなければ嫁に貢わぬという風習があり、それがために毎月定日に奉公人の市が立つ。これは全国に稀な知恩報謝の心と相互の自由意志に基づく極めて民主的な雇傭紹介であり、有徳な村の有力者が両者の斡旋人に選ばれる。市の日には近在の村々から若い男女が集って雇主の眼通りに並び、雇い入れんとする人々は幾百人も並んでいる若者や娘達の中から辛抱し働きそうな者を選びその希望を聞いて適宜に約束する。それは華美な町向きの奉公より農家に働き、恩米恩金という名で賃金の約束をするのであり、殊に美しい心根は宿屋料理屋の如き誘惑に陥り易い風儀の乱れるところには絶対に奉公させぬ。若しそのようなところに奉公した者は組外して遇い、嫁に貢わぬというしきたりがあり、爾来当市は地方物資の集散にまで及び地方開発上の一新生面を拓くと共に地方民の徳性涵養上大きな足跡を残している。後人鷺頭翁の徳を讃えて市守神社に祀る」

これによって見るに全く個人的自由意志によって契約が結ばれていたのであっていわゆる奉公市の呼名は誤解を招くおそれがある。奇習として世間が喧伝し始めたためか今は制度そのものはすたれて了っているが、然し実質的には持続され、需要者が直接角島にきて契約する他、今迄の縁故によるか更に縁故者の紹介によって雇傭が成立している。

かかる労働力稼動は從って春秋二季の農繁期を中心として期間は一ヵ月契約が多く二ヵ月以上に亘るものもあるが、一般に古に遡る程長期で時代が降る程短期となる傾向が見られる。

奉公期間中は食事付且つ宿泊であるから一日の労働時間も長くなり易い傾向を持つわけであるが、これも

地域	世代*		祖父	祖母	父	母	兄	姉	計
	田	耕							
豊北町	粟川	野川	13	13	33	48	3	2	112
	阿神	田玉		3	23	14	5	1	46
	神瀧	瀧部	3	5	4	17	5		26
				8	9	11	1		24
				2	3	4	7		28
					15	23	7		50
豊田町	菊川町	町	31	27	85	71			214
菊浦町	小月地区	町	1	7	18	19		5	50
下関市	安岡地区	町		1	14	13		21	49
	山陽町	町			12	32	5	21	70
	美祢市	市			6	23	2	17	48
楠木町	大津秋芳門	町市			1		1	6	8
大津秋芳門	長門市	市			7	6		5	18
その他	計		53	70	252	299	51	98	823
応答人數			6	9	35	40	19	25	

* 中学生徒を通じての調査であるからそれを規準にした世代名によつたもの。

現代は次第に修正されつつある。

次に奉公先地域については松田武司氏の調査結果を援用する。

稼働地域はこれによって知ることができる。

次に季節奉公の意義であるが、この起りは労働力需給関係と経済的必要によつたものであろうが、防長風土記筆者の指摘しているように技術の習得見の啓発修養の機会としての意義がその歴史を通じて次第に重んぜられるようになった。季節奉公に出ない娘は嫁に貰わないとか、青年同志の会話の仲間入りが難かしい等の精神面に移ってきて、社会慣習としての意義が確立した。今でもこの季節には青年学級が休業となるほどである。但し最近青年の間にこれに対する批判的見方をする者も間々あり、特に角島が農漁両業に跨るようになった関係上、女子はともかくとして、男子の場合は長期出稼する余裕がなくなりつつあるのが実状である。

八 漁業及び漁場

1 漁業環境

本州最西端に位置する本島は、常時対島暖流の影響を受け海洋性気候の特徴を示しているが冬季北西の気節風をうけること強く東部の島陰に集落の拠点がある。

地形は中央断層低地を境として北東部と南西部の二大地塊に分けられ、第三紀層を基盤として玄武岩及びその崩壊土壠を以て形成されておりために中央部を除く周囲の海岸はチリントポン等の地名が示す如く凸湾に入り富み魚介類の棲息繁殖に適し、また岩礁、瀬等広く発達しており、本土との中間海士ヶ瀬戸を含む北東部の各瀬、及び南西部一帯特に夢崎沖合、さらに夢崎北北西約6哩付近の汐瀬等、定着魚介藻類及び回遊瀬付魚の好漁場を有することは本島の漁業上見過せないであろう。

2 漁港及び漁船

本島の漁港としては沿岸7カ所にその施設を有し、周辺の島に比し施設の整っていることは見過せないが、一面施設費の増大にともなう償還、保存に多額の経費を必要としている。

7カ所の施設の中整備の順に記すと、尾山港、元山港、無井根港の順で他は大同小異の単なる防波堤の程度である。然して冬季の北または北西気節風及び台風に備えて何処えでも直ちに避難できることは人命保護や漁船の保安に多大の利益をもたらしている。また周辺漁場の潮流激しくかつ風浪卓越すること多く、動力付漁船は最早欠くことのできない必須条件となりつつある。漁船保有状況は次の如くである。

漁船保有状況 昭和13年度

() 内は1隻当たりの平均トン数馬力

区分	無動力船		動力船								
	隻数	トン数	1トン未満			5トン未満			5トン以上		
			隻数	トン数	馬力	隻数	トン数	馬力	隻数	トン数	馬力
一本釣 鉢 突 採貝 採藻 雜漁	150	112 (0.75)	75	56 (0.75)	210 (2.5)						
延繩 一本釣						50	105 (1.5)	560 (8)			
刺網 旋網 棒受 他									8	120 (15)	500 (50)

註：発動機は3トン以上の漁船でディーゼルエンジンを備し、その他は殆んど農業用発動機とす。

港湾施設及び漁船隻数については第一図参照

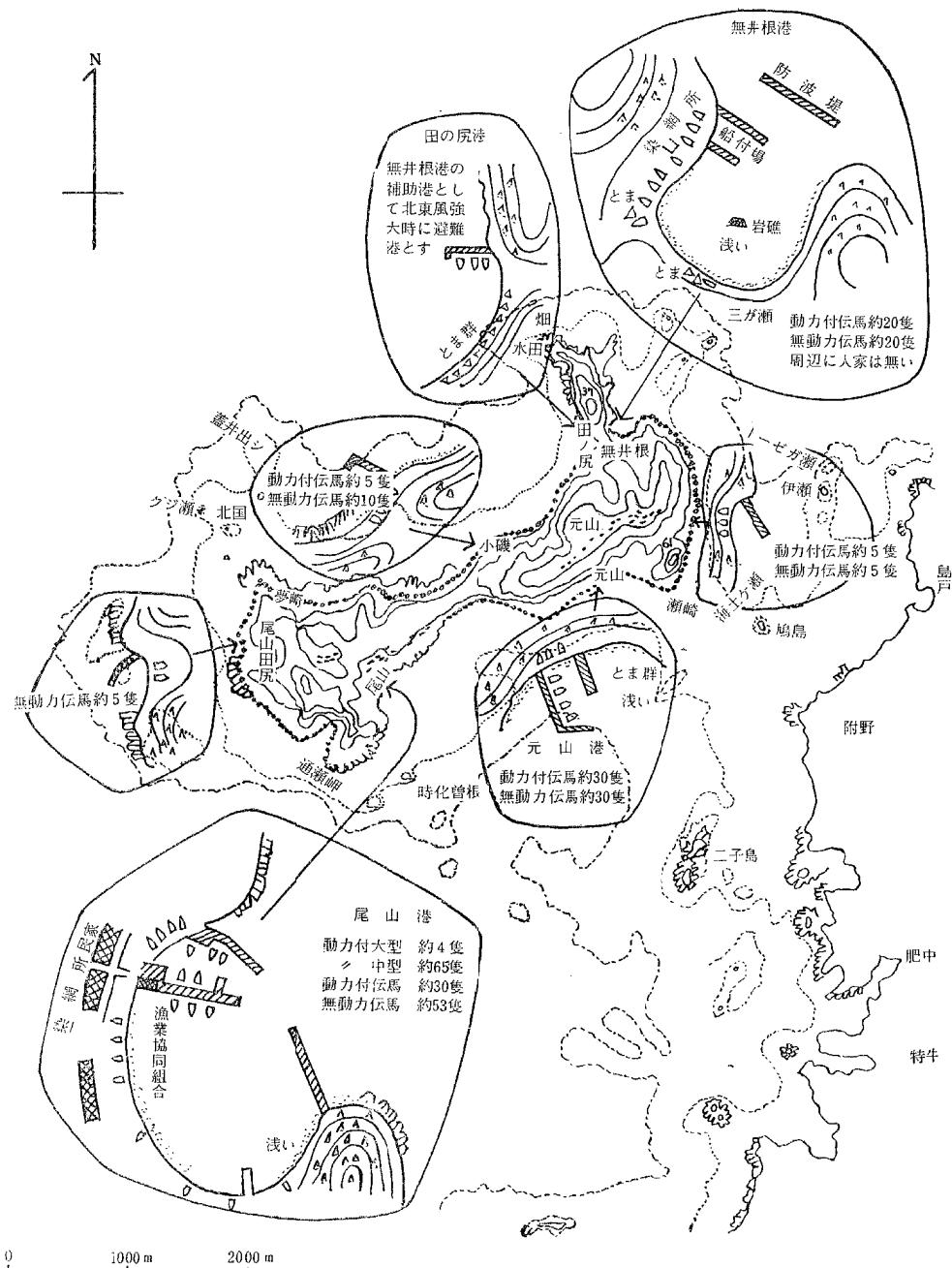


Fig. 1. Showing the wharf equipments and fishing boat holdings

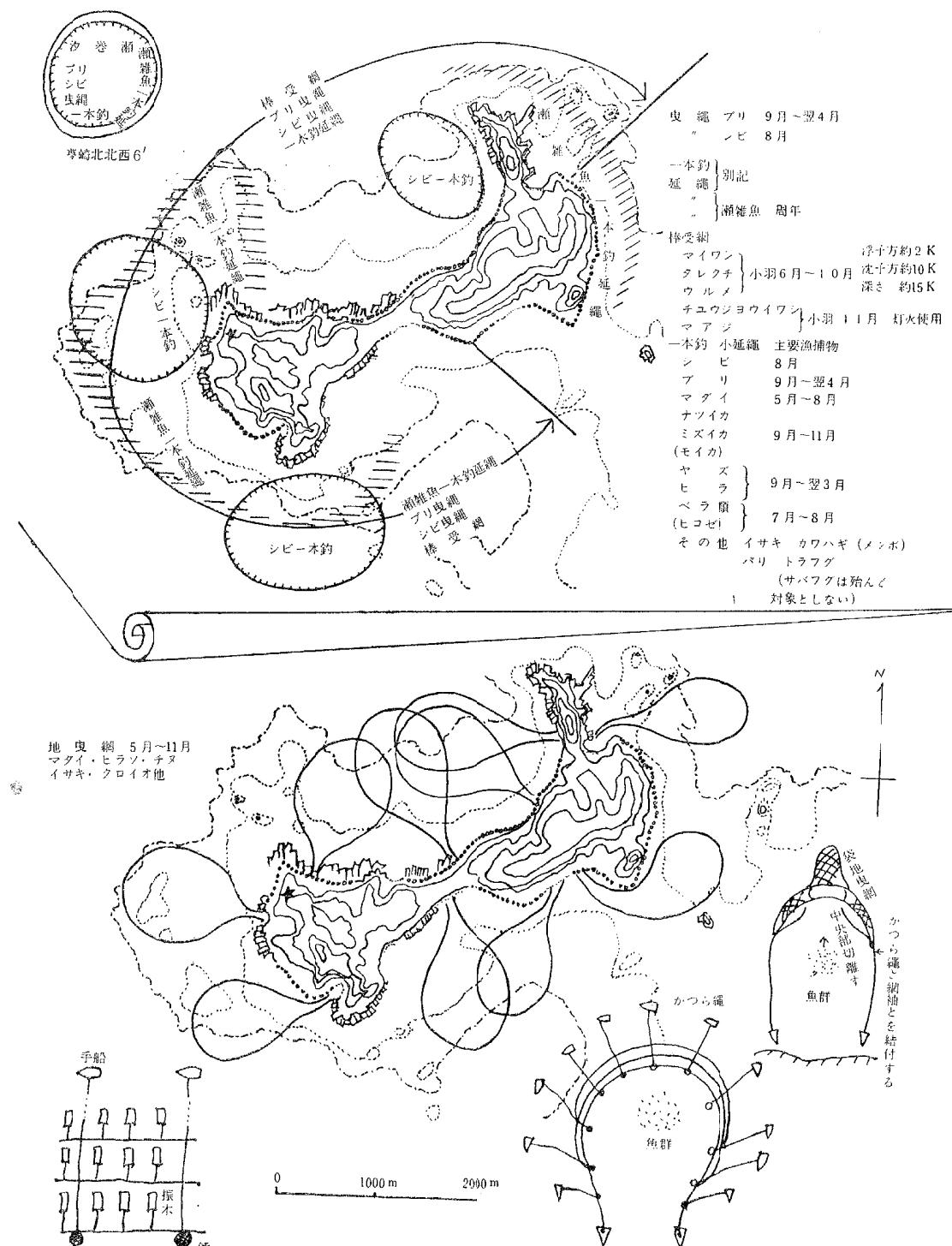


Fig. 2. Upper : Showing the stick-held dip-net, troll-line and long-line fisheries
 Lower : Showing the drag-net fisheries

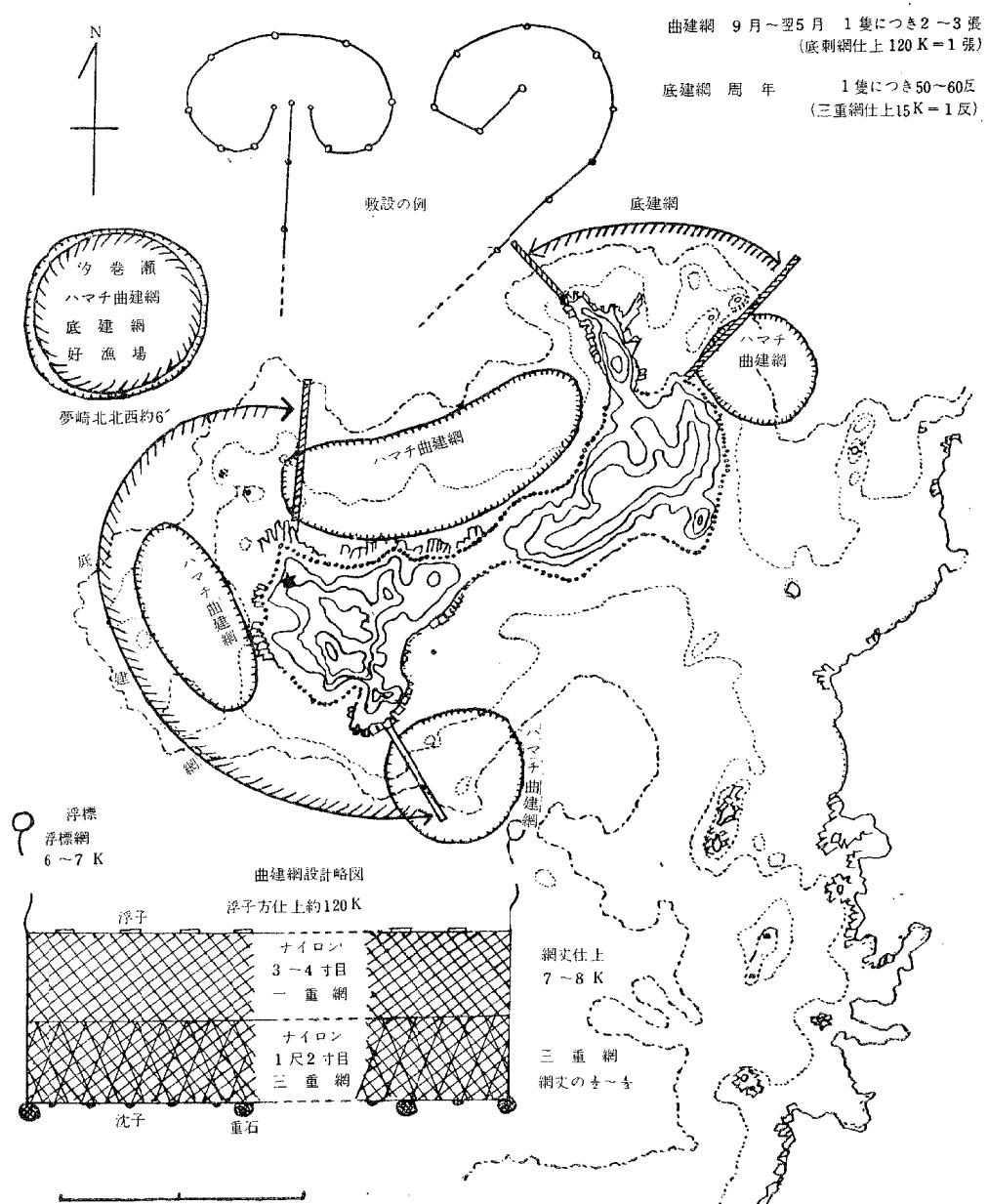


Fig. 3. Showing the gill-net fisheries

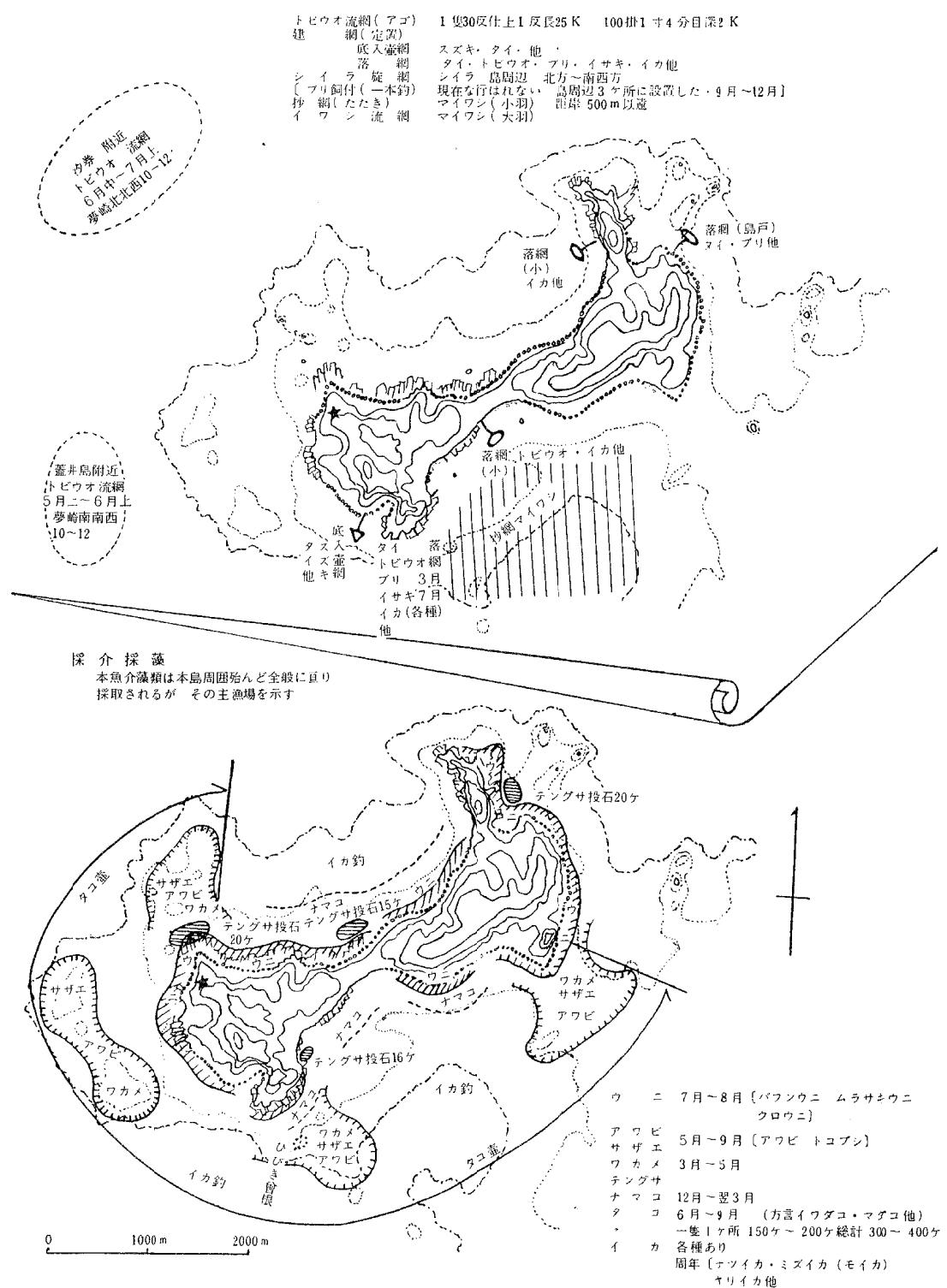


Fig. 4. Upper : Showing the drift-net and set-net fisheries
 Lower : Showing the fishing grounds for edible benthonic fauna and flora around the islet

3. 漁場及び漁具

角島の周辺の漁場としては、島周辺到るところに漁場を持つも、特に汐巻瀬を中心として好漁場を形成している。しかし、周辺及び汐巻瀬は潮流激しく、暗岩礁多く、好漁場であっても時機を失しては漁具の損耗甚だしく、充分な注意のもとに一層簡便強力な漁具と動力付漁船を必要としている。

1. 戻縄、延縄、一本釣、棒受網の漁場及び漁具

ブリ曳縄、シビ曳縄、ブリ、シビ、その他の一本釣イワシ、アジ類の棒受網は海士ヶ瀬戸を除く島周辺に到るところで行われるが、特に汐巻瀬において好漁場を形成している。第2図にこれら主漁場及び主漁獲物を示す。

2. 曲建網、底建網の漁場及び漁具

曲建網はごく最近移入されたもので、当初は可成困難な経営であったが次第に本島漁場に適するよう改良され、次第に普及するのではないかと思われる。底建網は安岡方面より移入された漁具といわれているが、いずれも殆んど周年操業できることは、この漁業の強みであろう。

しかしいずれも刺網形式であるため刺した魚を長時間放置するときは殆んど商品価値を甚だしく低下させることは一考に値することである。近時長崎方面より底着定置網の一種が伝播されつつあるが、潮流に注意すれば、商品価値の点よりして有利であろう。

3. 地曳網（桂繩便用）

本島周辺は到るところに地曳網の漁場があるが、これは岩礁多く、砂地用の地曳網では破網のため用をなさない。従って一度桂繩を以て魚群を囲み網操作の安全な場所まで誘導した後網船を以て包囲し、岸に引揚げるものである。

これは北浦沿岸各地で行はれているものと同形式のものである。しかして他地方ではタイ網あるいは大網等と称して、年数回漁村の慣習的行事の一つとして漁民総出で行うことがあるが、本島では魚族多く、経済的に成立するものと思われる。

4. トビウオ流網（アゴ流し）

5月～7月にかけて行はれるトビウオ流網は、汐巻瀬付近より、井島西方にかかる一帯を漁場としている。従来は産卵のため回遊して来るものをごく沿岸において夜間捕魚していたが次第に沖合に移り昼間操業に変っている。

5. イワシ抄網（たたき）

5月～7月にかけて行はれるマイワシ、カタクチ、イワシ（タレクチ）等の抄網も行はれているが、主漁場は本島と本土との中間海域としている。現今では距岸500m以遠において操業するよう定まっているが、沿岸に敷設した定置網と島外抄網船との間にしばしば紛争を起している。これは抄網船が強力な火光を用いて集魚するため定置網に入網する魚群の魚道を乱すためといわれている。

6. シイラ旋網

本島には現在シイラ旋網船3隻を有しているが、漁具漁法においては他地方のものと大同小異である。汐巻瀬沖合付近より遠く沖島付近にかけてシイラ受を設置しているが、一航海3日～4日を普通としている。

7. 建網類（定置網）

往昔、大敷網として可成大規模に営まれていたが、現今ではブリ落網2統（内1統の漁業権は島戸所有）小型落網2統壱網1統程度となっている。

8. イワシ流網

往年盛大に行はれていたが、魚族の減少とともに次第に衰微している。漁場は蓋井島西方沖島付近にかける海域としている。

9. ブリ釣付一本釣本島は第2次大戦前において本設備を3カ所有していたが、ブリ（大型）の減少と飼料（マイワシ）の入手難により、現今では全く行われていない。しかし本漁業の如く回遊魚族を頬付等と

する如く一定場所に固定させる漁業は今後注目してよいのではなかろうか。

また捕鯨業も往時盛に行はれたが、現今では回遊する鯨もなく、ただ尾山港内南部に当時の解剖場あと、その裏山に鯨に関係のあるほこらの如きものが存するのみである。

10. 採介、採藻

採介漁業はいずれの地方においても漁民または兼業者の副業として可成の収入源となっているが、本島においてもその例にもれない。しかして

漁獲高その他 次に漁業協同組合の集計による取扱高を記す

取引高 受託販売品 昭和34年度

区分	数量	金額	手数料
鮮魚	755,787kg	47,038,599円	1,848,156円
貝類	67,604	3,260,822	130,432
海藻類	13,475	3,238,210	129,528
水産製品	4,487	3,154,568	—
計	841,353	56,692,199	2,103,116

漁業協同組合自営事業 昭和34年度

区分	単位	数量	金額
生ウニ上	800円/kg	2,666,630kg	2,133,304円
生ウニ下	560	1,811,950	1,014,592
計	—	4,478,580	3,147,996

同上販売益金

製品販売代 ウニ及びビン等仕入 差引益金

5,084,105円 — 4,124,605円 = 959,500円

漁業種別漁獲量及び売上高 昭和33年度

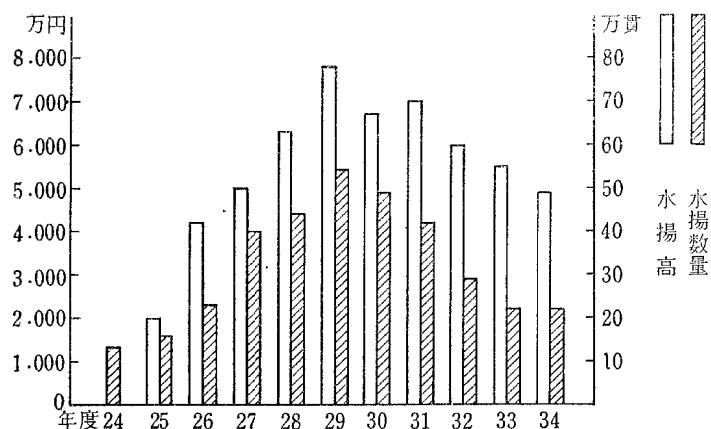
区分	数量(kg)	売上高(円)	売上率(%)
延繩	50,678,020	8,045,410	14.4
一本釣	146,021,360	17,755,466	30.0
建網	57,890,860	6,934,640	12.0
イワシ流刺網	212,035,500	6,458,032	11.0
イワシ抄網(小羽)	7,600,900	601,775	1.2
鰯堆漁網(地曳)	14,753,900	2,595,167	4.5
シイラ旋網	1,065,850	64,058	0.1
定置網	18,412,530	1,134,546	1.9
トビウオ(アゴ)流刺網	145,661,850	2,544,326	4.9
貝類	35,987,510	4,938,634	8.5
海藻類	71,619,720	3,566,526	6.2
ウニ	4,500,000	3,429,290	6.1
計	766,228,000	58,067,668	100.0

魚種別漁獲量及び売上高 昭和33年度

区分	数量(kg)	金額(円)	売上率(%)
タ イ	7,882,960	1,538,537	3
サ メ	5,594,660	215,765	1
ブ リ	143,749,800	22,799,147	42
そ の 他	86,798,650	9,359,815	17
イ ワ シ	357,111,350	8,951,197	16.2
イ カ	40,387,720	2,463,892	4.5
トビウオ(アゴ)	13,533,780	920,777	4.2
ワ カ メ	36,551,810	4,938,634	9.2
ア ワ ビ	2,549,370	2,239,876	4.1
サ ザ エ	54,998,900	842,894	2.8
ナ マ コ	7,868,400	368,046	1.5
計	761,727,370	54,638,580	100

本島は殆んど全周囲にわたり好漁場を形成しており、昔より、アワビ、ワカメ(メノハ)を以て広く世人に角島の名を有名にしている。然して、ウニ、ワカメ等は単なる加工、乾燥の手法にかかわらず休禁漁の問題と共に一層の研究、技術移入の方策を採用し、品質の向上を計るべきと思われる。

次に各年次ごとの漁獲高を検討するに昭和29年度を最高として漸次減少の一途をたどりつつあり、全般的に見て沿岸漁業の前途に少くない暗影を示しているものと思われる。これら原因については一層高度の研究にまたねばならない。



九 角島漁協の経営収支状況

漁協から山口県庁水産部への業務報告諸表のうち、32～34年度、即ち最近3ヵ年分を点検し、それを通じて漁協の経営現状と問題点を析出したのがこの報告である。

1) 角島漁協は正会員311、准会員24であるから、出資金が3年間に166万円から217万円に増加したとはいっても、組合員出資の全国平均一人1万円に比べると多い方ではない。漁協が運用すべき自己資本の少

額ということが注目されるが、しかし、此処で問題となることは、県漁連や県信漁連などの上位系統機関やそれ以外への対外出資が合計200万円を上回り、組合員出資が全額これに向けられている証りでなく、さらに他から借入して対外出資に向いているということである。従って、出資だけから見ると、自己資本皆無、漁協の事業運営は専ら借入金の操作に俟たなければならぬという不健全な姿である。

2) この結果、自己資本と見得べきものは組合員貯金であるが、その年度末残は普通と定期を合せて15～19百万円、組合員一人当たり5～6万円である。なお、此処では組合員の多くは農漁兼営であるから、対農協出資及び貯金の状況を併せて調べないと此処の漁家の総合した生活程度は分らない。だが最近3カ年、貯金残が直線的に下降していることからみて、漁家経営は総じて不振であるといえる。これは漁協魚市場の漁獲物委託販売手数料の漸減傾向（後述）とも一致している。

組合員貯金の動態

	32	33	34
普通貯金	千円		
前年度残	10,830	10,877	7,928
預 入	70,311	63,589	58,782
払 戻	70,273	66,538	61,095
年度末残	10,877	7,928	5,615
定期貯金			
前年度残	7,743	8,666	8,243
受 入	9,013	8,772	8,967
払 戻	8,090	9,194	8,000
年度末残	8,666	8,243	9,211
年度末残合計	19,543	16,171	14,826

3) 上に述べたように自己資本が潤沢でないところから、運転資金は主に県信漁連及び農林中金のような系統内の、一部は山口銀行のような系統外の金融機関からの、外部借入金に拠っている。これら金融機関との新規借入と返済は年間各々5～6000万円程度、年度末残は1,600万円程度である。

組合員貯金と外部借入金は、日常の運転資金を除き、外部預ヶ金と組合員貸付金に向けられる。預ヶ金は定期、婦人部あるいは漁船建造などの種々の名目の預金ではあるが、殆どすべて信漁連への預金であって、年度末残は大体750万円程度、組合員漁業資金としての貸付金年度末残は約2,000万円である。従って、漁協信用事業が順調であるか否かはこの組合員貸付金が好調に回転するか否かによって決まる。然るにこの漁協ではこの回収率が極めて悪く、それがために焦付債権化しているところにこの漁協の最も大きな問題がある。この不良回収率の原因は結局漁業不振で、組合員が予期の収益をあげ得なかったことに帰せられるであろうが、さらに遡って考えれば、貸付時の審査の杜撰さにも一半の責任があるのでなかろうか。34年度の業務報告も貸付金回収率が3%にすぎない悪状況にあることを認めているが、この焦付は漁協の他事業への外部からの借入金の調達を難しくする原因でもある。

組合員貸付金の動態

	32	33	34
前年度末残	13,614千円	21,606	19,917
新規貸付	10,032	0	240
回 収	2,040	1,689	516
年 度 末 残	21,606	19,917	19,640

漁協信用事業という面だけからみれば、組合員貯金と外部借入金に対して支払う利息以上のものを外部預け金とこの貸付金からの利息であげればよい筈であるが、上述の金額の資金を回転させながら、差引信用事業収益が下表のように微いということは拙劣である。此処で経営改善のために採るべき第一の措置は外部借入金を少しでも縮減して支払利息の負担を軽減することである。

信用事業収支

	32	33	34
利益	千円		
貸付金利息	1,210	1,763	870
預け金利息	375	413	513
合計(A)	1,585	2,176	1,383
損失			
貯金利息	778	774	773
借入金利息	326	350	355
信用雜支出	63	106	72
合計(B)	1,167	1,230	1,200
(A)-(B)	418	946	183

4) 購買事業の仕入金額は年間800～1,200万円であるが、その増減の主な原因是石油及び漁網、要するに漁業資材の増減であって、この事業部門の収益が結局漁業の盛否に大きく依存していることが分る。生品を取扱っていないのは、離島の関係上、他店と競合することを考えた結果であろう。

購買事業動態

品目	32		33		34	
	仕入	供給	仕入	供給	仕入	供給
石油	千円					
漁網	5,353	5,426	3,919	4,098	4,051	4,205
船塗料	8,788	3,989	1,304	1,245	2,229	2,397
ゴム・製品	539	586	415	416	578	620
その他	229	247	175	179	173	172
合計	2,524	2,734	2,393	2,440	2,491	2,688
差引利益	12,432	12,982	8,206	8,378	9,523	10,082

5) 販売事業の年間取扱高は54～80百万円、一組合員平均20～27万円程度であり、その90%は鮮魚である。この漁協の特異な点は漁協魚市場での買手たるカツギ屋魚行商人が同時に組合員であり、従って、魚市場は利害相反の立場にある売手の漁家と買手の行商人の中間的媒介者であって、生産者の利益擁護機関とはいえないということである。セリ売買の手数料は4%，210～230万円で漁協の事業収益の主要部分である。

漁種別にみて、主幹的な種目がなく、漁獲量と金額が幾多のものに分れていることは共同漁業を根拠とする漁協の型であるが、此処でも一本釣を主としながら、必ずしも決定的ではなく、数量的には鰯網漁業、金額的には一本釣である。離島という地理的条件からみて、海岸での貝藻採取収入が相当あってよい筈と考えられるにも拘らず、それほどでもないのは周辺が北浦筋の資源の豊富な漁場であり、従って、外部漁場へ漁撈努力が傾倒されたからであろうか、一括大量に出荷しうる代表的漁獲物がなく、かつ販売市場が下闊及び

北九州ということが、結局、魚行商人を買手にせざるを得ないような流通構造をつくったのである。

漁獲の動態

漁種	32		33		34	
	数量(貫)	金額(千円)	数量(キロ)	金額(千円)	商品種別	金額(千円)
鰯 流 刺 網	105,005	13,702	212,036	6,458	鮮魚	755,787
抄 網	36,609	962	7,601	602		
鰯 地 潛 網	2,254	1,865	14,754	2,595		
シ イ ラ 網	5,128	538	1,066	64	貝類	67,604
貝 類	25,331	4,504	35,986	4,939		
藻 類	31,029	9,902	71,620	3,657	藻類	13,475
鮮 魚	68,107	30,918				
飛 魚 網	5,763	829			水産製品	4,487
延 繩			50,678	8,045		
一 本 純			146,021	17,755		
建 網			57,891	6,935		
距 置			18,413	1,135		
ア ゴ 流 刺 網			145,662	2,544		
合 計	279,226貫	60,218	761,728	54,639		841,353

(註) 3カ年間で分類の仕方が變つている。

6) 漁協自営事業は雲丹加工であるが、販売額は年間500万円、利益90万円程度にすぎない。また、3カ年を通じて販売額に上昇がないということは漁協が既存の雲丹原料に依存し、これを伸長させようとしている結果である。漁協が経営的に立直り、同時にそれが組合員の利益にもなるという事業こそ此処ではこの雲丹加工である。にも拘らず、横ばいを続けている理由は結局自然繁殖の雲丹資源に制約されているからである。この方面での水産科学研究が全く未開拓だという事情によるものであるが、他方、周辺の好漁場の故に海岸面での水産を開拓しようとする積極的な意欲の欠如の故でもある。なれば、32、33年は自営の鰯潜網で夫々386千円、460千円の収入をあげているが、34年度にはこれががない。

雲丹加工収支

	32			33			34		
	千円								
雲丹販売	4,790			5,160			4,924		
雑収入	165			156			160		
計	4,955			5,316			5,084		
生雲丹原料				3,429					
副材料	4,090			898			4,125		
入件費									
計	4,090			4,327			4,125		
差引収益	865			989			959		

7) 利用事業は此処では最も弱い、しかも僅かながらでも欠損を出しているのは何故か。雑支出という形でまとめられているので、その内容を知ることができない。

利用事業収支

	32	33	34
取入	242 千円	122	176
支出	188	155	217
差引	(+)54	(-)33	(-)41

8) 漁協の共通経費が漁協の経済事業に比べて過大であり、赤字を出す原因であることは多くの漁協に見られる現象であるが、此処もまたそうである。共通支出項目のなかで報告書からだけでは理解できないものは支払利息であって、しかもそれは、職員給料を除いては、最も大きく、かつ大きく変動している。何の借入金に対する支払利息であるか。特に33年度の170万円については仮りに10%とみても、1,700万円程度の借入金がなくてはならないが、これと信用事業の外部借入金支払利息とどのような関係があるのか、勘定科目の整理上に疑義がある。

いま共通支出のなかからこの支払利息を控除すれば、年間約400万円程度になるが、これをカバーする前述の四事業の収益では著しく不足である。下表のように毎年欠損を繰返し、既に出資金を食い潰してしまったということは、漁協経営の事務組織を簡素化して、少くとも100万円程度切り詰めるか、あるいは事業収益を合計100万円程度高めるか、何れかの処置を探らざるを得ない状態に追い込んでいる。これを組合員が今日迄放任してきた理由は組合員の多くが農漁兼営であり、かつ出資が低額であって、漁協経営の損益が漁家経営と共に死活的に結びついているという感じが稀薄だったためである。してみれば、後の方法を探るとしても、組合員を激励して漁業生産を上昇させることによって漁協が間接に利益を増すということよりも、寧ろ組合員の参加する漁協自営事業を拡張する方が効果は直接的であろう。

	32	33	34
繰越損失金	1,364 千円	231	813
当期損失金	95	582	848

十 社会意識構造とパーソナリティ形成

I 社会構成

パーソナリティを形成する直接機関としては学校があるけれども、学校は家庭に影響を受け、更に両者共に基底としての地域社会によって規定されることはいうまでもない。特に本社会は固有の慣習と文化をもつ離島である。パーソナリティ形成の問題に当って先ず社会から出発する企図はここにある。

本島社会の現在行政区画は形式的には豊北町内の大字としてその支所を中心とした一単位であるけれども実質的には民間組織即ち小部落を下部構造とする3部落、里・中村・小山の連合体として運営されている。

都合によっては里と中村を一括して元山と呼び尾山（現在文字）に対する分け方もあるが、慣習上この3区分がかなり古くから用いられていた。口碑によると里はいわゆる「さと」で本島の本源であって中村や小山を段々開拓していくものだとされている。中村の呼名は小山と相対的についたものと思われるけれども又里と一緒に本山と呼ばれるだけ小山より古いくことになる。そうすると古代遺物の示す発展経路と等しく、民俗伝承の側から見ても本島の開拓は北部に発して南に伸びたことになる。地下上甲に「本山村と申は田畠山林人家余分有之故に而往古より本山村と申習し候由申伝候事」とあってその他の部落例ええば中村地区の野

崎村の次の叙述「右野崎村と申は往古野の先にて之有其以後追々人家出来仕往古之野の崎を唱へうけ今野崎村と申習し候事」とは異った取扱がなされている。

更に小山に対しては「往古此所山林にて有之以後追々田畠を開き人家も出来」とあり、その一部落たる松原村も「往古松山有之たるを追々切払人家も出来候」とあるを見ればその開拓や集落の展開状況が覗われる。

但しこれによって本島社会が单一血族の発展したものと見るものではない。上述の地下上申に「仮屋村と申は往古角島人少く他所より來り返りに居住仕以後追々百姓氏立たる故仮屋村と申習由地下人申伝候事」とあるを見てもこのことがいえる。伝承にも大内氏残党の入島等がある、本島は深川大寧寺寺領であったことでもありあり得ることである。尾山には特に他よりの入漁や入島が多かったように見受けられる節が多い。

吉田松陰の廻浦記略（嘉永2年）に「本山百戸尾山五十戸ニ足ラズ而シテ其ノ地懸絶陸路接セズ若シ風波ニ逢フ時ハ応援便ヲ失フ」とあるを見ると両地の往来は専ら船に頼っていた如くであり、両所の連絡に努力が払われてないところからすると小山が本山の進展といいきれない資料となる。文献においても他国より入漁等で来島した記録はかなりあり、例えば弘化3年に「九州より儀兵治組と申鯨組も雇入角島尾山に納屋掛仕」又「寛政中鯨組雇入」明和3年に「防州秋賀浦より例年の釣船漁に參」とあり、釣は一本釣漁でこの頃住み着いたという家も口碑に伝えられている。

その他勝安寺の過去帳を見ると早くより他国の者の名が随所に見られ、特にその中に女や子供の名前がかなりあることは水難のみでなく居住していたものと見做されよう。（註1）今正徳元年より宝暦6年迄の戒名の地域分布を見るに、他国では筑前大島12泉州10防州大島9淡州2備州1、他郷では特牛3阿川3向津具栗野神田各1となっている。なお島戸は20であるが、これは擅家と混淆するおそれがあるので除外した。尤もその他破船人と明記されたものに淡州7防州大島1が見え、又豊田1長府7は土をも含み流人と見做されるから共に除外した。上記の数の中にもまだ除くべきものが幾分あるかも分らないが、大体の傾向は覗うことができる。

その他信仰対象に対する態度も本社会を集合体として考える理由の一つになる。夢崎明神は明神様といつて現在信仰厚い対象であるが、村浦明細書に見ると「大島海人參り夏兩度漁祭として船人中」祀ったとあり、又妙見社の祭りは上田家の子孫が参加することが条件となっているが、これには上田家の先祖が祀ったとの口碑がある。然し拾うは穩当でなく他郷からの勧請と見るべきで從って入島と解すのが妥当であろう。

次に厳島明神の記録を見ると、地下上申に「勝安寺境内に在り但し由緒岡村右近より申出」とあり、同由緒文には「先年播州明石之權太郎と申者角島にて鯨絆仕し時に取立申之由候得共年暦知れ不申候」とある。

（註2）

今この社の祭は「だんご祭」として盛大であるが、このことは外来神と民俗行事との融合が容易に行われることを示し、本島人の他文化に対する包摵力を物語ると共に外来者に対する包容性を証することともなる。

以上あげたものは妙見社を除く外は皆漁業の神であるが、このことから漁業関係者の来島操業定着過程の進展がかなりあったと見ることができるであろう。

註1 筑前大島徳兵衛娘ミツ正徳年間・大島清右衛門娘オイシ正徳元・筑前大島源三郎母享保2・小倉淨蓮妙淨宝永5年等々。

註2 厳島明神が勝安寺境内にあつたについては同寺の古記録に明らかである。それによると「嚴島明神もと河良にありて赤石の漁人の建立なり・寛文3年の奉加帳に赤石組の寄進とあり漁獵祈禱の為夢崎明神嚴島明神共に漁人の勧請せる所なり・夢崎明神の神鏡には願主の名を載たり貞享3年の事也一中略一肥前大村の鯨組統いて当所に居満して右の社信仰せしが當寺内へ移住したき由顧にて當寺の境内に引移せし事一中略一撃彼大村鯨組いく程なく元祿5年11月2月3日の夜俄の大風烈敷發りて舟舟残らず打陥かれ66人一同に溺死せり云々」

II 社会意識の構造

本島社会の意識構造の特徴として二つをあげる。一つは農村的性格であり他は生活共同体的意識である。ところがこの二者は一般的の意味においては矛盾概念である。

従来の農村的性格は究極的には家内労働単位のもとに家を中心とした孤立的傾向を持つわけであるが、しかもかかる二つの要素が結ばれる所以のものは島という要因があるが為である。

今一つの問題は、社会構造に対する上述の説明は必ずしも单一血族の膨張と見ないで、ある程度の聚合体的性格を許容するのであるが、しかもそこに強い生活共同体的意識を持つということは何故であるか。これも結論的にいえば歴史の進行と共に通婚圏として血縁を濃くしてきたことも勿論あるが、今一つは島としての運命共同感情の紐帶を持ち生活を共にする者同志の懐く親近感に基くものである。生活の共同体的構造こそものよりも団結心を強くすると思われる。

1. 農村的性格

本島が中近世を通じて開拓農耕を主生業としてきたことについては「生業と労働」の項において触れ、又「漁業権」の項とも重複するのですべて省略する。

ただその永い歴史を通じて自然の裡に構えられた家屋の建方や附属建物との配置屋敷のとり方等が、島を歩む者をして一見農村と感ぜしめるものを具えている。更に本山部落の石積塀や小山部落の防風林等はローカル色豊かな農家としての趣を添えている。純農家と違うところは垣根の船板草屋根の網覆が目につく位のものであろう。漁村としての風習や景観は小山の岬頭附近は別として全般的には将来のことにして属するようである。

本社会の生活態度は質実素朴家内総動員で働き余裕があれば備蓄することを忘れない。支出は計画的であり、一家の経済は戸主又は主婦が握り、新民法の今日においても長男財産相続制を執り、家庭教育においても長幼の秩序を保とうとする。(註の1、註の2)

(註の1) かようなものの考え方の中近世を通じて受け継がれた農村的遺産であり、次代の若者のパーソナリティ形成上の大きな因子ともなっている。

2. 生活共同体的意識

上述の如く本社会においては農村的と雖閉鎖性格は見られないで却て連帯意識が常に島内に漂っている。そして時にこれが異常なエネルギーとなって盛上ることさえある。その事例を2つあげることによって説明に代える。

一つは島戸浦を対手どっていわゆる“漁権獲得戦争”を起したそれであり、明治中葉のことであった。今一つは大東亜戦最中において学校建築に傾倒した努力である。勿論一は政治的斗争的他は文化的建設的であつて性格を異にするが、共に強力な指導者の下に挙島一致団結し努力を持續した点は共通している。

島戸との争いは旧藩時代を通じてのことで宿命的であった。島を囲む吾が庭の如き海の権利を獲得しようとする角島と、“稗一本”植える土地を持たず、この海域を唯一の漁場として糊口を凌いできた島戸とは所詮二律背反的存在であったわけである。そして角島は遂に明治に至る迄その宿願を島戸に押え込まれ、忍讓遣方ないものがあったに違いない。紛争の内容については別項との重複を避けここではただ挙島一致の態勢に触れるに止める。

指導者竹中武喜三氏は当時漁業組合長で後村長をも兼務した位置にあった。先ず軍資金を確保し漁業法を研べ準備を整えて始めた模様である。然し訴訟も20年近くに亘り大審院上告頃ともなれば資金は枯渇せざるをえない。漁業に關係あるなしに拘らず全戸を挙げて私財を投入している。現在角島漁協組合員は島内残らず加入しているが、それはかかる歴史の繼承であつて、当時神主もお寺の住職迄も漏れなくこの持久戦に参加しているのである。かかる盛あがりは遂に民事から果ては刑事問題に迄逸脱し犠牲者をも出す不幸事も起つたが、これとて当時の挙島一体の意気込みを覗うことができよう。

学校建設事業は請負契約が昭和16年で完成は20年であるから大東亜戦最中のことであった。当時の村長は吉富雪太郎氏で漁協組合長も兼務だった。氏は早くよりこのことを計画し漁協の収益や権利金を積立てて準備を進めたものである。時機が悪く物価騰貴のため欠損も莫大に登り、資財難等障壁ばかりであったがよくこれを乗り切り、与論又一致してこれを援け終に建坪840坪の堂々たる校舎を落成せしめた。「小さい家の子が大きい家にゆくと氣おくれがするものである。角島の子供をして氣おくれをさせるな」これがこの事業を進めるモットーであった。

(註の2) 家計は誰が掌握するのがよいか(夫53妻47祖父1長男1働く者5)

家でものごとを決めるとき(夫の言に妻が従うがよい3, 夫も妻も同等に相談して決めるがよい86, 事柄により関係の多い人の言を中心にして決めるがよい23)

家を継がせるのは長男がよい67, 誰でも事情によつて継がせるがよい33。

兄弟姉妹の間柄は年令の序をはつきりつけるよう教育する方がよい64, 年令に大してこだわる必要はない39。

あなたは家とり息子夫婦と別居したうえで親しくつきあつた方がよいと思うか初めから同居して親しんだ方がよいと思うか(別居賛成9最初から同居賛成のもの66)

本調査は角島中学校小学校の児童生徒の父母を対象として昭和35年12月実施したものである。

III パーソナリティ形成の要因と教育

上述の本島社会意識構造はパーソナリティ形成上の基調的条件となるものであるが、更にその直接の要因を求めるに次に掲げる如きものが浮き出てくる。

1. 歴史的社会的教育環境

本島社会には階級としての著しいものは見当らない。中近世にかけて大寧寺目代とか大内残党とかが勢威を張ったらしい伝承が残っており、その後と雖一二の地主もいたけれども特殊のこととて且つ現在は一般社会の中に埋没している。

本家分家の秩序もあるにはあるが、分家の生活地盤が比較的に確立し易かったと思える本島においては殊に取り挙げる程のものではない。(蓋井島の本家、分家を中心とした社会構造と異なる)

a 年令階層と若連中

そこで階級らしいものがあるとすればそれは年令階層である。本島には里・中・小山の単位部落社会にそれぞれ3階層があった。先ず15才で組入り25才まで所属する若連中、26才を以て始まり42才迄籍を置く中老組、43才になって仲間入りする年寄組とである。

その内最も羽振りのよかつたのは中老組である。この組には2人の会長(選挙で2年の任期)がいて統制をとっていた。中老組の活動で先ず挙げねばならぬものは若連中の見かじめ役のそれである。若者の悪遊び(賭博)の取締りや村の立木盜伐その他素行の矯正から始めて、他郷者と関係を持つ娘の親に注意を喚起する。若者が若者らしくあるよう鍛錬する。例えば水難救助作業に際して尻込む者等いると裸で海に飛び込む勇気を求める等次代の島を担うに足る青年の教育にあたる。當時中老組が特定の若者を問題とするとなると若者にとっては大変のこととてその親は東奔西走してこれが揉消に骨折った模様である。勿論中老組は社会一般の実務問題を検討しその運営の中核体としての実力者団体を以て自ら任じているのであるからその勢威は相当なものであった。

年寄組はどちらかというと中老組に任した格好で、個人的には別として組組織としてはあまり活躍した風はない。

さて若連中であるが、この組には若者頭(自然に人選ができたもしそういかない場合は選挙した)がいて部内に対しては強力に後輩を鍛えた。万一統制を乱し素行修らない者があれば「ハネ」即ち組外しの制裁を以っていた。団結も男女合体であることにより一層強化されたようである。前掲各部落に“若いし宿”があって夜集まり、男は縄をない草履を作りながら女は裁縫しながらよもやまの話をした。娘も一緒に寝泊りしているのである。つまり若いし宿は色々の技能を身につけて社会常識を得る機会であったと同時に未婚男女の社交場でもあったわけで結婚に迄進展することにもなるわけである。従ってかかる慣習は各部落社会の血縁を深めその紐帯を緊密にする役をも演じたことになる。

若いし宿制は明治32年頃迄残っていたが、時の村長竹中氏がこれを幣風として止めさせ、若連中を青年会に改組して全島を統一し、今迄の里中小山部落を支部に改めた。その後更に大正10年に男女を分けて青年団と処女会とし同13年処女会の名称を女子青年団と改めたのであったが、終戦後角島青年団として男女合併し現在に至っている。今は中学卒業後25才迄である。

因に現在に於てもなお昔の中老組の発言権は何等かの形をとつて残り(例えば消防団や郷親会として)一方青年層は積極的な行動なり発言なりをさし控えている如く見える向もある。

さて青年団体の行事内容であるが、昔は水難救助が重要任務であったが、現在その必要は殆んどない。若者行事としては猿緒作りがあり正月15日のことで猿田彦のサルオを作ると共に牛耕用具の堅纏を作るがこれは共同作業にして始めてできるものであって年頭農耕行事の一つである。

昔から今に一貫している若者の行事としては神社仏閣への奉仕作業がある。神社祭に際し蟻を建てたり角力を主催したりする外、お寺の行事参加も大切な内容となっている。お寺の報恩講に際しては各部落青年が3カ寺に分れてお堂の飾付ローソク献燈の準備を受持ち、勿論行事にも参加する。昭和7年中村の青年が子供のために花祭りを始めてから全島の子供が参加するようになり今に至っている。かつては日曜学校を開いたこともある。これらは青年の自発積極の形として行われるもので異色であるが、これも本島における宗教の強固な位置が然らしめることでもあろう。

b 成育と真宗

本島には真宗の寺が3箇寺ある。元文年間藩に提出された寺社由来によると、徳蓮寺は小笠原源右衛門実信の子覚玄、勝安寺は平石次郎左衛門道願の開基になっている。貞山即ち今の淨樂寺は平石左之丞淨信で勝安寺の分れである。古老内山友右衛門氏（78才）が若い頃伊藤俊二氏（当時戸長）に聞いた島の伝承によると徳蓮寺勝安寺の創建者は共に大内氏の家臣であり僧職となってその筋の追求を免れたものとのことである。本島が大寧寺領であった関係上同寺で割腹した大内義隆の家臣がここに移りその階級の優位のもとに定着し、その中に僧になった者が出たとしても不自然ではない。本島において真宗が確固たる地盤を持っているのも信仰は元よりのことであるが、かかる社会的要因も作用しているかも知れない。

今本島子供の成育史を尋ねるに先ず目につくのは「弥陀頼ませ」の行事である。子供が産れると11日目に姑が抱いて嫁も一緒にお寺にお参りする。いわゆる産後もこれで済み嫁は子を連れて親元に静養にゆくのである。従って弥陀頼ませは人生出発にあたっての基本的行事である。花祭り、日曜学校、お寺参り等幼年期少年期を通じて常に宗教に触れ、やがて青年期に入っても前掲の如く宗教に対して変らぬ情操を育ててゆくわけである。花祭りを学校で行っても誰も異論を挿挟まない程真宗と島民とは一体化している。

年寄が死ぬと親族一統が集る、子供迄入れて百二三十人集ることは珍しくなく食事も一座二座と分ける。子供の時から宗教的行事を機会として親族社会になじんでゆくわけである。

真宗は更に社会行事の中に迄入り込んでいる。この附近には講という隣保互助の社会単位があつて不幸時援け合う仕組になっているが、角島においても死者の出た家に集まり棺を飾り穴を掘り葬儀万端の準備をする。女は食事をなし親類はこれに干渉しないのが普通であり、従ってどんな病氣であっても恐れていけないという慣習となっているから講は重要な社会単位である。その1年1回の年頭の例会を本島では「お講仏様」と呼ぶ、その所以は、その節は住職が参加して名号を書いた御像をまつりお經をあげその後で食事（精進料理）を共にする慣習となっているからである。斯程に真宗はこの社会に滲透し教育の社会的体系も宗教教育で一貫されているわけである。

c 教育理想像

さてかかる歴史的社會的環境条件のもとでこの社会は如何なる教育理想像を描いているか。調査の手始めとして小中学校の父兄を抽出して各自の崇拜人物を尋ねてみたところ次の如き結果を得た。

乃木大将9、二宮金次郎8、吉田松陰5、福沢諭吉4、野口英世3、明治天皇天皇陛下各2、豊臣秀吉2、西郷隆盛、ヘレンケラー、ナポレオン、親鸞上人、源義経、楠正成釈迦、中山マサ、中江藤樹各1。

調査2 質問は『よい子よい生徒よい若者などの言葉を使っていますが、それらはどんな人となりを意味するかそれぞれその内容をあなたの考えておられる通りあげて下さい』とした。結果は次の通り。因により子は児童よい生徒は中学生を暗に指したものである。回答者は児童生徒の父兄である。

『よい子』には素直が圧倒的に多く頻度21、次は正直7、親の云うことをよく聞く子6、その他眞面目、快活、従順、親切、年上の者を尊敬する、親を安心させる、誠意、勉強、責任感等があった。

『よい生徒』はじめに勉強する、先生の教えをよく守るが最頻で共に12、次は正直、責任感各3、その他

人に愛される、年寄りを大切にする、人のために尽す、皆に親しみ仲よくする、他には正直、誠意、小さい子供をいたわる、勤勉、規律、礼儀、独創等であった。

『よい若者』世間から褒められるが最も多く9で同様の内容と思われるもので、社会に対して恥しくない、社会への適応性、礼儀正しい、皆から祝福される、愛される等の一連のものがその他あった。次が真面目によく働く4、誠実4、親切2、責任感2、その他家業に励む、意志堅固、困難に打ち勝つ、父母を大切にする、親に心配をかけない、祖先を大切にする、自主的、名をあげる、世のためにつくす等である。

如上の結果を見て、子供の成長につれて親達が如何なる期待をかけているか、その傾向を知ることができます。勿論この設問は子供一般に対してのそれであったから抽象性を免かれず、本島の如き社会においては子供の地位に対して親の要求も異ってくることが予想されるので更に分析して設問したのが次の調査である。
調査3『息子さんに対して学校がとくに力を入れて教育してほしいと思われるものを下記の項目のうちから2つ選んで○印をつけて下さい。その際長男と次三男とは違うと思われる方は長男には①印を次三男には②印をつけてそれぞれ2つ宛選んで下さい』『次に女のお子さんにはどんな教育をしてほしいか③印で2項目選んで下さい。凡て重複してもかまいません』

調査対象は角島小学校父母120名同中学校父母80名で回収比率は59%、その内父親は55名、母親32名であった。なお調査時は35年11月である。

整理の結果は次表の如くであった（各項目の番号は後で整理説明上の便宜上つけたものである）なお第1系列の数値は次三男を分離した者が大部分であるから内容的に長男を意味する。第2系列は次三男、第3列は娘を指す。

教 育 目 標 項	選 択 頻 数		
	第1列 (長男)	第2列 (次三男)	第3列 (娘)
1.近所や村の人達からほめられるような人になる	12	1	6
2.近所の人や村の目上や年寄の人におじきをし挨拶する	9		14
3.しっかり働いて家を栄えさせるようなまじめな人になる	14	2	2
4.親のいうことをよくきいて家を大切にする人	8	1	1
5.親に心配をかけないしっかりした子供になる	28	16	19
6.親を大切に親切にしてくれる子供になる	10	2	7
7.責任感強くものごとをなし遂げるまでやる	37	11	5
8.身に適した技能をもち一人前になる	15	21	10
9.真心あつく何ごとも誠意をもってする	16	1	9
10.素直でやさしい人	10	2	29
11.皆に親しまれ愛される人	9	2	18
12.歌手とかスポーツ選手とかその他で世間にもてはやされる			
13.世の中に役立つことをして皆から感謝される	10	2	3
14.世の中の間違はどこまでも直してゆこうとする人			1
15.（記入者の方で内容を書き入れる）			

今各項目の関係を見ると1と2は教育基準を近隣社会に置いたものである。3、4、5、6は一応親孝行に属するが、そのうち3と4は家に重点があり、5と6は個人としての親を中心がある。

この結果を整理する鍵は長男と次三男との差異及び息子と娘に対する違いにあると思えるから、先ず娘に対する態度を見るに、素直でやさしく親に親切であるということ、延いては近隣社会からもほめられ皆に愛

されるという人間像が出てくる。

次に二三男の場合には頻数配列の重心が三つある。一つは身に適した能力をもち一人前になること、次は親に心配をかけないことと、今一つは責任感である。ところが後の2項は社会内で独立できるという点では相通するから表現を変えて独立能力と親を安心させるとの2項に縮約することができる。この二つは結局一つの心の両面と考えられる。娘の場合には社会や人との心情の関係に重点があったのに対して次三男に対しては斯く自由独立的人間像を描いていくことになる。

ところが長男に対する場合は観点が全く異ってくるように見える。この頻度分配を見ると一番多いのは3, 4, 5, 6を総括した親孝行で全体の34%を占めている。しかもその中娘や次三男においては問題にならなかつた家中心の考え方が相当見られること、今一つは次三男には顧みられなかつた近隣社会との関係が重視されているが、このことも家観念と無縁ではない。

又次三男の最頻項目が独立能力であったのに対して長男には責任感が要望されているが、これも家相続者としての内容徳目として関連があるよう考えられる。斯く見てくると、近隣社会中に於ける祖先伝来の家、その家を譲り渡す親と譲り受ける息子との接点に長男に対しての教育理想像が描かれることが浮びあがってくる。

上述の長男と次三男と娘とに対する3様の教育像の構造の中に角島社会の教育要求が明かに物語られており、児童生徒は勿論学校さえもその役割を果しつつ教育が営まれていることが覗われるわけである。

調査その4 親の教育理想像が生活現実において具体化する現象を掘るために賞讃或いは叱責の調査をした。

『近頃お家で褒められたり叱られたりしたことありますか、あればどんなことで褒められたり叱られたりしましたか』の回答を整理したものが次の表である。

内 容 賞 褒・叱 贅	学年段階 () は回答数		小学 (一四年 九年男)		小学 (二五年 四年男)		小学 (一六年 四年男)		中学 (三年 三年男)		中学 (二年 二年男)		中学 (二年 一年男)	
	褒	叱	褒	叱	褒	叱	褒	叱	褒	叱	褒	叱	褒	叱
家業等の手伝い	3	3	6	2	4	2	3	5	2	2	5	4		
勉強・成績					1	1		1			1	6		
失 錯		2									1			
兄弟げんか				6		1		4			1			
親の云うことをきかぬ	1					1		2						
遊び過ぎ				1		1		1						
学校からおそそく帰る				2		2		2			1			1
断りなくテレビを見にいく				1							2			
マラソンで頑張る										1		1		
祖母に親切										1				1
将来の希望をいって														
無 記	10	6	3		12		11				2			

その間に見られる傾向として先ず目につくものは家業その他えの手伝である。勿論その具体的な内容では若干の発展はあるにしても低学年から中学3年に至るまで一貫してここに父母の関心があることは争われない事実である。それにひきかえ勉強態度や学業成績に関するものは小学6年迄は見られないことは奇異に感ぜられる。兄弟げんかや失錯は高学年になるに従い見られなくなり、その代り祖母に親切だとか頑張りとかが登場している。かように学年の進むにつれてパーソナリティ関係内容が増すのは当然であるが、割に淋しい。

女子に対する場合も男子と大同小異であるが家業等の手伝にかけられた期待は更に大きい。なお“誰に褒められたり叱られたりするか”の問い合わせには有意な数結果が得られなかった。

さて児童生徒のパーソナリティ観察のための技術調査は時間的制約のためしていないが、教師評価として角島小学校及び中学校の先生方にそれぞれその担任児童生徒に対しての生活行動面の特徴の観察をお願いした。次表はその回答を小学校低学年高学年及び中学校の三者にまとめ比較対称したものである。()内数字は頻度。()をつけないものは頻度1

小 学 低 学 年 (回答担当教師6人)	小 学 高 学 年 (回答担当教師5人)	中 学 校 (回答担当教師8人)
特別にいじめたりいじめられたりする子がない(4) 教師を信頼し云うことをよく聞く(3)	交友関係円満(3) 親切 協力的 命令には従順でよく責任を果たす	長上の云うことをよく聞く 命ぜられたことはぐしげしやる 礼儀正しく従順(2)温厚 素直で家庭でよく働く(2)
礼儀正しく長上をうやまう		
雷同性が強い(2)	リーダーに左右されがち(2) 判断しないまま行動に移る(2) 時に粗暴な言動をし、なげやり	
自発学習がなく受身的(3)	自主性積極性に欠ける 積極的に勉強してくる生徒が少い むつかしいことは考えようとしない	自主性に欠ける 積極性に乏しい(4) 自主的学習をしようとしない(2) 知識欲がない、発表力に乏しい
依頼心が強い 特に女子が消極的 ねつとりして落ちつきがある	論理的思考に欠ける(3) 無邪氣 正 直	不活発、ひっこみ思案 正 直
純 真 正 直	責任感に乏しい 忍耐力に乏しい	質素で困難に対する忍耐力がある
慎重さを欠ぐ ねばり強さが足りぬ 集団的行動に欠ける(2) 経験が少く学習に支障を生ずる		ねばり強い 常識がない(2) 劣等感が強い(2)
歯磨、手洗等が習慣化していない(2)		頭髪、爪、口腔衛生観念に乏しい

2. 島という条件

教育施設設備の面においては中学校迄はそう大した制約があるわけではないし、又仮令あったとしても解決可能の事柄に属する。従って問題は中学卒業後であって、就職においても通勤条件で先ず失格する、まして進学ともなれば諸々の制約を受けねばならぬ。

a 高等学校進学上の制約及び進学状況

本地区普通高校は滝部高等学校であるが学校提出経費や学用品代小遣等で現在通学生の平均額1,260円也但し家庭科生徒はそれに実習費が加わる。その他交通費が1,010円かかる。(註1) 時間的には毎朝船便が5時40分帰宅時間も5時半となる。従って地方に下宿する者もいるわけである。

実業高校となると当然下宿で、例えば下関商業高校生の下宿賃はお米と月額3000円を支払っている。安岡工業高校の生徒例では学校提出経費として授業料外1,800円と学用品小遣費に加えるに寄宿舎費月額3,300円

実習費若干納める。衣服費や臨時費、時に帰省すれば旅費等相当額に嵩むことになる。現金収入の少い島の家計にとってはかなりの負担に違いない。斯る経済的制約が高校進学者の少いという最大の原因となる。本地区の通信教育は下関西高校であるが、スクーリングに出席困難であるところからその利用も期待できない。

高等学校名		下関工業高校	宇部学園	戸畠(定時制)中央高校	宮崎大淀高校	長門高校	河野女子高校	右同	下関商業高校	安岡工業高校	日置農業高校	山口農業高校	下松工業高校	山口高校	豊浦北高校
年度		男	女	男	男	男	女	男	男	男	男	男	男	男	女
昭和25年度	24	23													1
26	22	22													2
27	22	18	2												3
28	18	24	3 1												2
29	16	29													1
30	22	14				1					3	1			3
31	33	20				2					1				3
32	17	15				1					1	2			2 1
33	23	31				1	1				1	1			3 2
34	19	16			1	1					1	1			1 1
計	216	212	5 1	1	1	4 1	1	3	2	7	2	3	1	1	15 22

これによつて見ると進学率は至つて低い、但しIQを調査して見てもその影響が現れる程の診断資料は出てこない。又文部省共通テスト成績を見ても程度の差に過ぎない。勿論学力としては、全員進学の意気に燃えているクラスと極一部は準備をするが大部分が卒業後家業を繼ぐとしているクラスとでは成績結果に相当の開きのできるのは自然である。この点進学の制約が逆に学業成績に影響していると見るべきであろう。

体位においては胸囲は比較的よいが身長体重共に県平均に劣り、特に身長は各学年共1cm以上劣位にある。この原因は栄養にあると思われる。本島は海藻に恵まれ一般には長命であるけれども食料を島の生産物に依存するため一般に季節的偏食に陥り易いしその面の知識も普及していない。

註1 豊浦北高校の学校提出費内訳は授業料350円PTA費300円生徒会費110円クラブ費(部にもよる)が60円その他160円小計1,260円。

b 就職状況及び中学校卒業生分布

就職条件の不利は先ず通勤ができない。但し寄宿舎制とか住込ともなれば或は純朴な性格がかわされて歓迎される向もある。特に前にも触れた如く近隣社会や親族社会への評判が生活目標のよりどころとなるのであるから一度故郷を出たからには尾羽打枯らしては帰れないわけである。従つて少々の辛苦は忍んでもある程度の目的を達する迄は頑張る。

最近10年間の就職状況は次表の如くである。

今角島中学校同窓会名簿によって卒業生の地域分布を見ると、豊北町内に男23人女4人隣町豊浦に男女併せて4人、下関市の男26人女8人、その他の山口県下に男25人、北九州地区に男12人、阪神地方が男6人、女3人、東京その他の地に男10人女5人転出しているが、その大部分は在島となっている。即ち男142人、女168人が角島内で生活しているわけである。そこに角島青年の指導に大きな意義がある。

c 角島青年学級

角島の青年学級は伝統のある学級であつて現在全日制と定時制の両過程を併用しており、昭和34年度の全日制は1年12名、2年7名で(註1)定時制は女子38名男子81名の在籍である。その全日制教科過程は毎週31時間組まれており(註2)その他定時制と併せて月2回の産業講座が夜間開かれている。

性別 年 度	職種		紡績工場	漁網会社	機械工場	職業輔導所	海員学校	準看護婦見習	自動車修理工場	理容及美容	大工左官見習	木工具	表立	洋服仕立	商店店	身体障害輔導	計
	女	男	女	男	男	女	男	男	男	男	男	男	男	女	男	男	男
昭和 25 年度					3		2			1							2 4
26					1				2	1							4
27				1	2		1				2		1				1 5
28				1								1					2
29				2	1					2	1		1				7
30						1		1		1	1						4
31	3				4		3			1	4		1		1		6 11
32		1			3								1				1 4
33	4	1		1	4		2					1		1			7 7
34	6	2		2	2								1				1 8 6
計	13	4		7	20	1	8		3	5	7	3	2	1	2	2	1 25 54

過去10カ年の2年修了者に渡した修了証書の数は、昭和26年度15名、27年度10名、28年度15名、29年度20名、30年度20名、31年度6名、32年度13名、33年度12名、34年度12名である。

ただしかしその全員が女子であるが、そこに問題があるように思われる。即ち男子学級生に対して如何なる教育体系のもとにどのように輔導してゆくかは大きな課題である。

角島の産業経済の構造の特徴の一つは斯く労働力を豊富に抱いているところにあると思われるが、その成功と否とはこれら青年の在り方に懸っているといつても過言ではあるまい。

本島にはかつて角島水産補習学校なるものが設置されていた。その目的の條に「水産業ニ從事シ若シクハ從事セントスルモノ、德性ヲ涵養シ其ノ職業ニ要スル普通ノ知識技能ヲ授ケル云々」とあった如く、本島の将来産業の基礎が青年教育にあることに気付き早く明治40年に創立、爾来相等の経費が計上されていた。今これを抽出べつ見するに明治41年30円439、大正2年32円73、大正7年80円42、昭和2年488円73最後の昭和11年には1895円計上この年を以て青年学校に改組されている。

現在角島青年学級は豊北町教育委員会の管轄下にあるが、果して往年の角島村当時の熱意と努力を持続け得るや否や。

註1 昭和35年度生徒数一年生7名、二年生11名、研究科生3名 註2 角島青年学級の教科課程は社会1時間、洋裁7時間、和裁11時間、茶華5時間、手芸2時間、一般家庭2時間、一般教養として国文学又は職業指導1時間、保健体育2時間計31時間

十一 漁業権

角島は、現在もなお全体的には主農的漁村であるが、地区別にこれを見れば、中村と里は農主漁從で尾山は漁主農從ということが出来る。

このことは漁船の隻数、屯数、動力化等の点にも明瞭に現れている。(漁場及び漁具の項参照) 即ち3区共夫々若干の船溜りを持っているが、角島の総漁船数約290隻、その中無動力、動力付の比率は約4対6の割合である。

中村と里に存在するものは両者共大体小型の船で、動力付と称してもその殆んどは農業用発動機兼用のもので、従ってその漁業も精々大体農閑期利用の鉢突とか、一本釣漁業等に過ぎない。これに反し尾山にあつ

ては、殊に尾山港は一応漁港としての体裁も整い、無動力船に比して動力船が断然多く、所謂農発兼用のものも多少あるが、中でも最近中心的勢力をなすものは、堅牢を誇るディーゼル機関装備の、従って漁獲能率をあげている2、3屯前後の優秀船が最も多く見られる。

これも元山（中村、里）は農業を主体として、傍ら漁業を営むに反し、尾山は対岸本土の島戸、吉母等と同様に全く純漁村的性格を持ち、その戸数の70%以上が漁業を専業として生計を立てているに依る。

その漁業も採貝採藻等の磯漁業や一本釣、はえなは漁業は勿論のこと、各種の網漁業も行はれ、中でも棒受網漁業には最近5隻程がこれに従事しているが、最も活発であり、遠くは鳥取、島根の両県沿海まで出漁して相当な成績をあげている。また鰯の流刺網漁業も10屯前後の大型漁船、数隻に依って行はれ相当の生産をあげていたが、これは最近数年の鰯不漁のため活気を呈していない。

また同じ船によって、しいら漬漁業がその漁期には、遠く沖ノ島方面まで出漁して行われている。元来尾山地区は角島が漁業に進出するに従って発展し來り、漁業組合事務所も明治35年の設立当初は中村地区に在ったが、その後尾山地区の現在地、下の浜に移され、さらに大正12年には魚市場も此處に開設されて、現在は漁業協同組合の組合長もまた尾山地区の出身であり、これ等のことも如実に角島における漁業勢力の変遷を物語るものといえよう。

元来角島の沿海はこの付近漁村の夢望の的たる北浦第一の優秀漁場であり、特に灯台沖に位する汐巻は、その漁期には対岸及び付近漁協組関係の小漁船の媚集する、鰯、鰆等の宝庫として知られている。

従って角島のあける水揚金額も昭和29年には総額8000万円近くあり、最近は鰯の不漁のため5・6000万円前後であるが、近年頗る沿岸漁業の衰退が叫ばれてゐる現在としては、相当の成績といえよう。

これを組合員世帯について見れば、昭和30年度には最高160万円の金額に相当する水揚高のあった漁家もあるという。

尤もこれは一本釣、はえなわ等の漁業によるものではなく、主として鰯棒受網漁業によるものであるという。なお昭和32年度組合員各漁家の平均水揚金額も年間30数万円に達しているが、この金額も同じ頃の蓋井島における最優秀の漁家の漁獲金額に相当している。

また最近、鰯の盛漁期に、一本釣で、やす、ひらそ等の鰯類を1日間に3万円相当額を、また棒受網で鰯を同じく8万円相当額水揚げした漁家もあるという。

さて現今、角島における漁業がこのように発展し來り、角島をめぐる海を己の勢力範囲として、一応自由自在に活躍し得るのであるが、今日の如く島廻りの海に対して、その主体性を把握するに至った、いはば漁業権獲得、乃至その確立のうちには、この島の人々の苦闘なり、漁業紛争の長い歴史がひそんでいる。

試みに角島の氏神境内に行けばそこには、「漁業権争奪」と物々しく表記された一石碑が建っている。その文に曰く「角島は海中孤島なれば海の幸をもって生活の本能とするは自然的結果ならんも遠く神代にあたり、素戔鳴尊根の匡御征伐に当り逆風たまたま角島に仮泊ここに定住の民草をのこし玉ひ、海の幸を許し玉ひしより本島の人民ながく、素戔鳴尊を村祭し漁業を生活の本質として生存せり、降って天文の大内氏の没落はその臣下の移住となり大内氏の居城が農本なる丈角島移住の臣下もまた農に注ぎ農本主義をとり開墾最も務む、これよりしばらく海にかるく、陸に重きの形勢を馴致したり翻って隣村島戸浦は機乗すべしと彼等の渴せる鋭棒は豊漁区なる角島沿岸に襲来侵漁4・500年、遂に主従の位置は転倒したために島戸は裕福なる大漁浦となると共に、角島は貧弱なる孤島の農村たらんとするの衰状を示せり、宇宙は循環す、角島も日々発展と人口の増殖は漸く覚醒しついで生活難はさらに海幸を再顧し大いに復旧を計らんとせば漁区は既に他浦の有たらんとす、堪えんとするも何んぞ堪えん、ここに漁権の恢復戦は起れり、村民は蹶起せり、血と金とは慘たる状況をもって全村を蔽い百敗屈せず、年を重ねる20余年ついに名誉ある平和成立、漁権恢復の一大光明を見るに至れり、これにて村民一致、不撓不屈克くその当時の理事者を扶け克くその指導にしたがった結果にはかならず、これ本村興隆の基礎なり、よってこれを石に刻して将来本村民の一顧に資すと云爾」

漁戦主宰者

角島漁業組合理事	村長 竹中 武喜三
〃 監事	助役 伊藤 俊治
〃 監事	助役 長岡 章一

なお別に同所に「漁争平和成立記念碑」なるものがあり、明治39年6月21日と記している。表文も刻まれておった模様であるが、何分にも花崗岩のためか不明である。また人工的に削り落した風にも見える。これには平和全権委員と異様な肩書きの下に村長竹中宗一、外監事として2人の名が刻まれている。

以上のような記念碑が建てられるに至った由来を見るに、これは四面海に囲まれながら古来農業をもって、生業として来た角島が、漸く徳川の中期、単なる農業だけの地方部落の地位を脱して、海に進出し、浦方の仲間入りをしようと目指した時、既に島廻りの海はあます所なく、対岸島戸浦を主とする各浦の開発して、その権利を主張する所であった。従って、徳川時代の再三に及ぶ角島側からの新浦出願も、その阻止運動によって、藩当局の認める所とはならなかった、明治時代も、その34年になって、始めて国家的統制の漁業法が制定された機会に、角島側の主張が大体容認されて、ある妥協点に達し、これによって角島年来の悲願たる、島廻りの海の利用が、ここに漸く達せられた。これを記念して、これらの石碑が建てられたのである。

その間、殊に角島と島戸とはたがいに不和、対立の観念をもって終始し、血の雨を降らすような殺生沙汰も起つたのである。このような長い漁業紛争を続けたに拘らず、現在角島にはこの記念碑の外には、これというべき、これらに関する記録、文書等は殆ど見当らない。とにかく明治時代になって、諸事一新、自由思潮の気運に乘じて、角島側の漁業の権利主張は一段と強硬となり、それが島廻りの網漁業及び、その他漁業に関する主体性獲得の運動となって燃え上り、特に雲丹、若布、鮑などの海藻類、貝類等の豊漁場たる、角島前面の海士ヶ瀬をめぐる紛争は特別激しかったようである。

まだ明治6年頃には、万葉時代から有名で「上國」にも知られたという若布刈は、島戸に優先権が認められ、その年9月の島戸浦御達書にも、「和布刈之儀は尼ヶ瀬丈は差控候様角島之者へ申渡置候条云々」と見え、また釣、網漁業に関しては同達書に「。。。角島より願出候大敷鰯網、鰯漁等の儀は免許不成相尤も釣立網其他小網の漁業不苦云々」である。

また同様の趣旨は当局から角島への御達書にもあり、尼ヶ瀬（現在の海士ヶ瀬）の和布刈は差止めるが、その他は島戸と入会で仲よくなせと指令し、大網はいけないが釣漁業や小網漁業はよいから、同じく入会でせよと、また特に、「熟和にて漁業可致決して争論ヶ間敷儀無之様可相心得達候也」と、双方大いに仲よく入会操業して、決して争論してはならないと、いづれの御達書でも入念に喰している。これに由つてこれをみれば、要するに、徳川時代から角島の熱願たる、新浦の免許なるものは、島戸側の角島廻り漁業優先権を強く認めつつも、その中で極めて不完全な形においてではあるが、この時に一応間接的に、認められたものと見てよいであろう。このように各種漁業をめぐって絶えず、紛擾があったようで、しかも角島周辺の海面への、歴史的に続いている島戸側の漁業に関する主体性主張は、当局も無下には却け得なかつたものと見え、「何も嘗美として行うのでないから、やらしてもよいではないか」というように説得して、納めたものらしく、その後同じ明治6年の秋、島戸側から「角島は他浦から大網を借りてやっている」との苦情に対し、支庁から角島百姓中として「。。。又々島戸浦より歎願の筋有之候に付先網漁差控居可申候也」として、その漁業中止を申渡している。人によっては、徳川時代すでに角島に新浦免許があったが如くいうものもあるが、なるほど徳川時代の天和年間、六連島に次いで、角島に肥し網としての地曳網の免許があり、その後宝暦年間、角島通瀬、明和年間、角島笠岩沖に、それぞれ大敷網が免許となっており、これは個人ではなく角島そのものの免許である。

これ等の事實をもって、ただちに角島に新浦の免許があったものと見ることは出来ない。享保年間の出願には「尾山浜辺に新浦仰付被下候はば云々」とあるが、これも免許に至らなかつたことは上述の如くである。角島では今日に至るまで、平和成立の6月21日を、農繁期の関係で4月21日に繰りあげて戦勝記念日とし、ま

た漁業祭と称して、全島民を挙げて盛大に祝っているが、故なきことではない。角島はその周辺の海を島の地先海面でありながら、徳川時代の昔から、これを角島の村持漁場とすることが出来ず、明治時代になってさえ前記の如くであり、明治15年生れの島の一古老人の語る「私達の子供の頃は、鳩島の近處でひこせ釣をやっていても、島戸の舟が来て、『どこの海だと思うか、そんな所で釣をしていると連れて行ってしまうぞ』と戒かされたものです」としみじみ述懐しておるのを聞くにつけ、前記御達書の趣旨にも拘らず、両者の対立は続き、明治の中期には子供の遊漁まで、このように大仰に咎めだしていました程、両者の紛擾は明治20年頃からは一層苛烈さを増し、同じ23年頃には、ついに殺傷流血の惨事を惹起し、特に海士ヶ瀬を巡って、その主導権を争う漁業闘争は、大審院の終審まで続けられ、当角島では、村長竹中武喜三氏の下に、挙島団結を固め、漁民、農民はもとより、お寺さん、お宮さんまでこの闘争に参加協力し、訴訟費、その他闘争資金（当時の金で5万円以上を要したという）捻出のため、島外からの買酒を禁じ、あるいは各戸わかれを採り、筵を編んでその売却金をこの資金にあて、または諸事節儉して資金の拠出につとめる等、実に涙ぐましい奮闘を続けたのである。

だが結局は、県その他の仲裁によって、妥協がなって詔訟も取さげ、明治39年6月の平和成立となったのである。

ここに成立した妥協の結果が、そのまま漁業法に規定する免許となって、この角島の漁業権として実現したことは後で述べる。

この紛争では角島、島戸間に介在する鳩島の所属如何が、地先水面したがって海士ヶ瀬の支配にも至大の関係があるため、一大争点たるを免れなかったものと思はれる。

かつて助役や村長であった藤野老人所蔵の明治20年竹中武喜三外5名によって、山口県知事宛に提出された、「鳩島所属取調に付慣行明細書」によると、徳川時代前の、文安、宝徳年間から嘉永年間に至る数百年間、鳩島は角島所属でその伐木、牛馬の飼料としての枯草刈取の許しが角島に与えられており、従ってこの鳩島の山番人も角島より差出すことを仰付けられておった。また昔から鳩島に一神祠があり、これも毎年11月29日角島の神主が渡島して、祭事を営んだと述べているが、これ等の慣行が認められて鳩島は角島地籍となり、これによって争点たる海士ヶ瀬は、当然角島の地先海面たることが一応公認せられたようである。しかし他面島戸浦が、徳川時代以来その勢力範囲の海として、独占活躍して来た歴史も無視出来なかつたことが、結局明治漁業法による地先水面専用漁業権免許の仕方に微妙に現れておると思料する。即ち角島漁業組合は正式には、明治37年に至って発足し、漁業法による地先水面専用漁業権の免許は同40年にこれを得ているが、その中、角島の漁業組合が単独にこれが免許を得ているのは、角島、笠岩から津江崎の鼻に至る角島西南地先海面の和布、海羅等や鮑、さざえ等の海藻、採貝の漁業及びなまこ等の漁業だけである。

これに反し、同じ笠岩から津江崎の鼻までの東北海面の同種類の採藻、採貝の漁業は、角島村漁業組合と、島戸浦漁業組合との共同免許となつた。従って屢々激しい紛争海面となつた海士ヶ瀬も、また三ヶ瀬も、両者の共同の勢力範囲たる海面であり、所謂当時のこれ等漁業に関する入会の海たることが、これで法的に確定したのである。

また従来角島地先海面の網漁業は、島戸浦の殆ど独占する所であり、角島側の熱望も、これを排除し続けて来たものであるが、この際、角島地先海面全般にわたる、鰯曳網漁業、目張、鰯等を目的とする磯建網漁業、鰯船曳網漁業の三種類の漁業が、両組合に共同免許がなされた。以上のように角島、島戸両者の妥協の結果が、法的に明治漁業法によって確立されたと見ることが出来る。

これが記念碑に刻まれているように漁權恢復と喜び、今に至るまで戦勝記念日として、全島挙ってお祭りし、祝っている所以である。

局外者には、やや奇異の感がしないでもないが、従来角島が、その島周辺の漁業さえ、争なくしては自由に行えず、子供達の遊漁の釣さえ、なお制約を受けておった実状に思い及べば、当時の角島の人々の欣喜雀躍ぶりも、さこそと察せらる。

これ等の事情を知るために、なお昔に遡って島周辺の漁業について考察し、特にこれを、この付近海面で最も活躍して来た島戸浦の漁業を中心に述べよう。

この島戸については、別項でも述べられているが、島戸浦の住民は“島渡り”といはれ、現に元山の喜ヶ山にその祖先墓があり、島戸浦には角島の人々と、祖先と同じくしている人達も相当いると考えられるが、島戸浦は古来農地を殆んど持たぬ純漁村で、従って漁場を唯一の生活の基盤としていた。

ところが、その部落の前面の海は荒磯であるために、角島周辺の海のみならず、その近隣の海域にも進出して活躍し、漁業の盛大をもって、その浦部落の生計を維持して来たのである。それがため、古来他部落のこれ等海への進出には至って神經過敏であり、宝歷年間角島が新浦を出願した際にも、“島戸浦口挙って鍋釜を菰に包んで”的長期戦の構えで、藩当局に直接嘆願に出発せんとしたが、これは直訴、強訴を認めぬ当時としては、死を覚悟の悲壯な行動であった。また同じく漁業に活躍しておった阿川浦に対しても、文政年間、島戸浦漁民から阿川浦の庄屋に願い出た文書によると、追亀崎から東方浜の浦川までの阿川との入会の申出でに対し、「鉢漁、釣漁、独立網阿川浦より漁業仕候時は誠にもって之者渡世方相成不申云々」と述べ、若し入会がきまれば、島戸浦漁民が海上で争うことになるかも知れぬから、釣漁、鉢漁はやむを得ないとても、「元禄年中書替之通、阿川浦より網類の儀は譬へ小あみにても何卒次以慈悲御用捨被仰付候様願上可被下候云々」と述べている。その理由として、島戸前面の地先はこの方面第一の波高き荒磯で漁業が成りたたず、従ってこの入会海面が、「島戸浦之者網漁稼場第一之所」といいまた、「入会場所にはいか様の混雜出来可仕程も難斗奉存候」と暗に海上で両浦漁民間の乱闘あるべきことを述べ、やむなくば寧ろ追亀崎から浜の浦の間に、お任せするから、「海境御立被下入相無之被仰付可被下候云々」と述べて入会ではなしに、両浦の勢力範囲の境界を定めてくれと願出ている。明治時代になってもこの入会は続いていることは、明治26年9月に、島戸浦総代と、阿川浦総代との間の難破船取扱に関する談合仮定約証にも、「当度入会場所において難破船有之云々」とあるを見ても解る。

恐らくこれが縁由となって、後明治漁業法に定める地先海面専用漁業権における島戸、阿川両組合の海境が、赤岩を境界点とするに至ったものと思はれる。また島戸は特に角島廻りの漁場については、宛も自浦本然の漁場の如く考え、また漁業をもつてのみたつ、島戸浦の生命線的漁場でもあると考えておったようである。

即ち弘化年間、島戸浦庄屋より差出された「島戸浦往古より海支配角島廻諸漁破船取捌仕候謂書」の中にも、享保3年角島が長府藩から萩藩に還付され、萩役所から角島廻り海上石（漁業税）を請求されたが、これは先年長府藩によって赦免になっているからと断った。

所が郡代達から「角島廻之儀者島戸浦渡世第一の漁場に付先例の海上石不差上候は、以後以後の差障りに可相成様被仰聞」と、喰告されたから上納したと述べ、統いて新銀二枚を上納したことが記されている。これに由つても、角島廻りの漁業には阿川浦、矢玉浦、涌浦等が夫々多少介入しておった時代もあるが、終始島戸浦の独占漁場として、當時半ば公認せられておったことが明らかである。

また同謂書には続けて、「其後享保5年5月極月長府へ御還附立帰り申候に付先年之通御赦免被仰候角島廻り弥以島戸浦支配之海に無紛奉存候」と述べて、その確信の程を誇示している。

また同謂書には「往古より角島廻り之儀は島戸浦に支配仕諸漁仕來申候処為約議無御座云々」とも述べ、^{デカタ}往古より角島が地方部落で従つて浦名目なく、また「角島に海上石一毛茂掛居不申」と強調し、それら趣旨のものとに常に角島の新浦出願免許を阻止するに努めたのである。

享保年間、及び宝歷9年と、後文化4年の三度にわたりて角島より藩当局に対して、新浦の出願がなされているが、結局島戸浦によってその度毎に免許が阻止せられている。

特に宝歷年間の出願をきいて島戸浦の人々が異常の決意をもって、これが阻止を計つたことは上説の如くであつて、文化4年島戸浦庄屋、河口藤右衛門から、当時の郡代、金山勝右衛門に取次差出された、「御歎申上候演説」に委しい。ともかくことごとに角島の漁業への意欲発現が島戸浦によって阻止せられ、これが度

重なるにつれて、自己の地先海面の自由使用を熱願する角島側との不和を来すことは当然であり、明治時代になって、前記のように一大爆発に至ったのも、極めて自然の成行であったのである。

以上、角島の漁業権確立、従ってその周辺海域に対する角島側の漁業の主体性主張及びその結着を歴史的に見て来たが、終戦後新漁業法の制定に伴い旧漁業権はその補償によって消滅し、また他方漁業組合（一時変則的な漁業会）また、漁業協同組合として新たな構想と機能の下に出発し、各種漁業権もまた新体制に基づく漁業調整機構の下に、計画的に免許が行はれるに至った。これによって角島の漁業の主体制は一層搖ぎなきものとして、ここに確立したのであるが、それでもなお旧漁業権が補償された後にさえ、島戸の角島に対する周辺海域への歴史的優位性の主張は、度々の長門南部海区漁業調整委員会においても、両組合代表理事の意見の対立となって現れたものである。現在は新漁業法の一目的たる海面総合利用の趣旨に基づき、角島周辺の優秀漁場も交流契約によって、島戸漁協をはじめとする対岸本土の漁協組合員達のまた利用する所である。

最近鰯の不漁によって、北浦方面の流刺網漁業はかっての盛大は見られず、衰退の一途を辿っており、この鰯の不回遊は角島の漁獲高が、昭和29年度をピークとして減少を示しておることにも現われているが、角島周辺の海域が北浦第一の優秀漁場であることには変りはない。そのため角島においては鰯網漁業による水揚金額は別とするも、最近潮巻の漁場を中心とする鰯、鰐の一本釣漁業による水揚高が年間約1,000万円以上、また海士ヶ瀬、夢崎を中心とする、若布等の海藻類の漁業、鮑がさざえ等貝類漁業の水揚高これまた共に、数百万元を下らず、従って各漁家（兼営を含む）の平均水揚高、年間約30万円に達するを見ても、角島漁協の経営の項にも示す如く、漁協そのものは借財に苦しめ、その経営如何が各種の点から問題になっているとはい、漁家各戸は他部落の漁家に比較して、遙かに裕福であり、角島における漁業また活気に溢れている。それがあらぬか、組合員の中には、漁協をあてにすることが出来ないため、自力を中心として、70万円もかかる優秀漁船をも建造、整備するものさえあると聞く。

かって角島が島戸浦と相争った時、拳島協力これに当り、遺憾なく共同連帯の意識を發揮し、その関係上、その当時の漁業組合の構成は所謂村張的のものであり、共同してことに当るの風がこの島の特質とも見られた。

これが戦後の一特徴たる個人意識の発展は、この角島をも例外とはせず、ために県当局も不思議とする程、漁協の経営実態は不振の状況下にある。

とも角、現在角島では漁業者間に、漁協をもりたてて、これを中心として、共々に発展しようとの意識が比較的薄いことが看取される。

勿論漁協関係の指導者達の不手際（特に過去の貸付金回収不能）不見識等漁協自体の活動が共同意識の盛り上げに失敗したとも考えられるが、漁協の機構そのものの中にも問題があると思はれる。

すなわちここでも、漁協各組合員は、世帯代表一人が原則であるが、最近は漁場で技術的にも勝れ、具体的にも生産をあげている若者達の存在を無視出来ず、若干の漁家からは親子二人の組合員も出ているが、これとて同じ島である六連島が、現に漁業をするものは男女を問はず、組合員としておるのとは大きな相違である。これでは次第に漁業において、中心たる実力を持つに至る若者達をして漁協の盛衰に関心を持たせることは出来ず、またその活動、運営に協力させることは出来ない。

いずれの漁村にあっても、現在でもなお大体、中老の人々が指導勢力の中心たることは略一般ではあるが、ここでは更にその傾向が一段と強いように見受けられる。（社会意識の項参照）

それは徳川時代主として活躍した大船頭制度までが、戦後の現在も珍らしくここでは生きていて、尾山、本山代表計8名の長老達が漁協機構内部の一有力機関として、度々その集会も持ち、漁業先進地を視察し、種々の漁業関係の指導から、その施設に至るまで、各種の事項に有力に作用する大きな役割を持っている。

これではなお更、その機構、運営の関係で若者の発言はきかれず、その自主的活動も期待することは出来ない。そのためか、青年達に角島の発展策についての意見を求めて、水産研究グループもあり15名位がその会員であるようだが、無記名に拘らずそれら青年さえ漁業に関して意見を述べているものは至って少く、

漁協に関するものに至っては全く見当らない。

その漁業に関して述べている中にも、この島の漁業に全く悲観的な見地を見せていているものさえある。

また他方角島の人々は、漁村的色彩の強い尾山と農村的色彩の濃い本山との対立関係は全くないと強く否定はしているが、農村的性格と漁村的性格とはことに当って、相容れない場合のあることは察するに難くなく、このことは、島の漁協と農協との間の金融機関の統一についてさえ、中々その一致が見出されないことについても、何等か理由はあるにしても、現れていると思はれる。

また魚市場の手数料はかっては11%であったものが、現在4%であり、それが漁協不振の一原因をなしているときくが、これとても、根本的には人々の個人意識というか、利己意識の強いことを示しているが、また両部落の性格の相違がこれが減額の決定に影響したかも知れぬと推測されるのである。

とにかく、角島の人々の考えが近視眼的で、個人、個人の目前だけの利欲に捉はれ過ぎ、角島全体の発展を考えることの不足を慨いておった古老もあったが、このような現象は種々の点に現れている。例えば、若者をして“剣道その他でたとえこの部落の選手になっても、一銭の金にもならん云々”といわせたり、またここでは鮑等の増殖、従ってこの採貝生産の持続性を目指とする計画も、目前にあるものを一途に採取して現金化することを考えるのみで、とかくこれ等角島の将来のための計画が冷眼視され勝であるとのことにも示されている。

今日我国では、沿岸漁業の衰退が叫ばれ、従ってその振興が問題となっている時であるが、角島が現在でも一応優秀漁場をその周辺に持ちつつも、なお漁業協同組合の経営困難なるをきくにつけ、基本的には必ず何よりも漁業に関連しての、共同意識の涵養、発現が重要と思はれる。

漁協そのものの組織については、一層の現代化、民主化が企画るべきであり、その経営に関しては「漁協の経営」の項で指摘しているような諸点の再検討が肝要であり、他方島民に信頼され、角島の漁業の将来性について、遠大な見識従って、現実に確実な計画と展望を有する指導者の出現が望ましい。

現在の角島漁協の如く単に、漁業権の享有主体として、組合員に対しては中間的な商人的役割のみに安座して、手数料中心主義の行き方で、漁港や防波堤の整備等の共同施設や組合員の貯蓄の増加等に力点をおくやり方では、如何に優秀漁場を持っているとはいえ、その発展を期することは出来難い。

また現在の漁協の在り方では組合員をして、漁協を自分等の大切な中心的組織であると自覚させることは出来ない。

まず個々の漁家経営を一体化する方向を持ってゆき、例えば蓋井島漁協のように生産物の共同出荷制を探るとか、あるいは組合員出資を増額して、漁協の盛衰と各漁家の運命とを一致させる方向にむけ、なお進んで集団操業や漁業の共同経営の推進を計り、またこの優秀漁場の資源維持にもっと重大な关心を持たせるよう努め、先進地の漁業観察等も若者も大いに加えて行うことが望ましい。とも角漁協なるものが、各漁家と利害関係を一にし、これと密着するいはば運命的共同体であるが如く、精神面でも、機構活動の面でも一工夫あらねばならぬと思はれる。

尤も角島漁協はその組合員300名以上を有する比較的大きな組合であり、その上、角島内部の事情なり、性格なりが、地区的に異なることに注目するならば、組合にとってこのようないはば、方向転換、組織換えの道を辿ることの容易でないことは推察しうる所である。

十二 島 戸 浦

漁 村 の 形 成

島戸浦は角島の東方海上2 km の地方海岸に位置する漁村である。^{ヂカタ} 現在戸数290戸人口1300人漁業協同組合を中心とした専業漁家集落で、角島から近く望見される。

角島の古老は島戸・は島渡・であつて角島から渡ったものだと信じているようである。（註1）それには

いろいろの事例があるからで、その一つを挙げて見ると島戸の旧家西家の汁器箱に「元綱分家」と書いてあったが元綱家は角島里部落の旧家であってしかも現在親族意識の無い間柄である。

さて島戸は旧藩時代角島と共に長府藩領として萩本藩領の中に介在していた。島とその対岸とを結ぶ例は遠崎が大島郡と共に岩国藩領中萩本藩に属する場合があり、このことは適宜の措置と思はれるがかかる場合当然歴史的関係が予想されるところである。この場合は角島の所謂橋頭堡としては寧ろ現在連絡船の基地特牛港の方が水路からいって条件は整っている。従って角島とは別の関係があると見られる。

角島徳蓮寺の檀家は島戸に90軒角島勝安寺門徒も島戸に多い。徳蓮寺の伝承では島戸教善寺は同寺の末寺ということになっており、また島戸には阿川の善照寺門徒が可成あるが勝安寺文書によると善照寺は勝安寺の引立によって創建された由である。

また島戸浦は地形その他の条件より見て漁村形成期に出来た集落であるが、その後脊地附野や岡等の農村より進出したものとは思はれない節が多い。文化四年浦惣中及び畔頭より庄屋宛の演説書なるものがありその文中に

「豊浦郡島戸浦之儀は往古より一浦を御立被遣私共御役目相勤角島廻りにて漁業相稼渡世仕親妻子等養育仕候地方に村田畠少なき所柄にて蓼之穂一本植所無御座漁事一通にて渡世仕候在右岡陸地共に萩御領之中に狭れ此御領無交所縫に海辺武丁余り御座候共余は陸地不残萩御領にて附野下浜より島戸浜の浦と申所まで磯凡三十四町程の陸地不残萩御領にて御座候得共往古より行成りにて海の儀は当浦私共通場にて是迄支配仕候云々」

とあり、これによつて見ると「蓼一本植えるに土地無く」「海辺二丁余り」の地に家を建て並べただけの寒村であったらしい。従つて漁村形成者達が附近の百姓であったとしたら斯様な状態に甘んじることはなかつたに違いない。従つて他よりの移住が考えられるが、角島をその一つに推定することはさして無理のことではないであろう。

角島に島戸の人達の祖先墓群があり正月盆には島戸から墓参りをしていたというが、現在はすたれている。同様にもっと過去に消え去ったものもあり得る。

角島住民は耕作をもつて業としていたが、もし漁業を志向する者が出了とすれば島戸浦へ移住したと考えることは自然である。何故ならば漁業としては地方の方が一足先に交換経済の基盤の上に安定したからである。漁農自給体制の角島において、農を志す者が出来るように、漁を目指す者が出来ることは不自然ではない。

島戸の古資料には天正19年向津具船頭より島戸浦船頭宛ての海士漁に関する取決の文書（角島との争いの項に再出）また元和元年文書の「島戸浦海石米五拾石三斗三升但銀五百両拾參匁三分定立銀」（註2）に見ても古く可成の漁村であったことが分る。

上掲文化4年の文書は島戸が海岸に住みつき漁業一本で生活を立て集落を形成した模式的漁村であることを端的に表したものであり、しかも「角島廻りにて漁業相稼渡世仕る」という内容は紛争原因を説明し尽したものである。所謂他人の間柄でない島戸と角島の激突は宿命といふべきか。

註1 島渡の用例もある

註2 同文書には22軒あつたことが明記してある。角島が防長検地帳に「四拾ヶ所」とあるのとあわせ考えられるものがある。

漁業の内容

先ず採藻漁については先に万葉の歌を引用して、角島が磯廻りを自由に採集していくことを述べた。ただ海士瀬、三ノ瀬の和布は島戸が権利を主張し問題があったことは、明治6年島戸浦総代年寄畔頭が西島九郎兵衛に宛てた文書の中に「海士瀬三ノ瀬廻り和布刈上之儀浦方春分渡世之手腕と頼み候場所に御座候間往古より數度規定書書替にて相断置申候」とあるによって覗はれるが、他の磯付は角島も自由にとつていたことも同文書によつて分明である。即ち「角島には島廻りにて喰料余り年々数拾貫目之価取揚候」とある。但し村浦明細書和久浦の箇所に上納銀「一、本銀四拾參匁角島尾山瀬廻銀」とあり弘化三年文書に更にそれを説明して「和布かじめ類採用仕候に付御願申上瀬廻銀として四拾參匁」とあるを見ると入会であったよう見える。

鮑栄螺等採貝漁、海鼠等の雑漁についての文書は、角島側のものが見当らないで島戸側のものが残っている。前述の天正19年向津具船頭の文書を掲げる。

大津豊田両郡海迄入相定之事 合

一、角島廻又島戸廻於為神小島事自此方如前々自由進退に鮑潜可執之事併し海士御菜堅固可相調候事但浜の浦迄

一、向津具魚廻まうが平和布布之瀬自島戸浦自由可有進退之事

右互年寄衆參合如往古申定之儀相違有間敷候此段赤賀兵部之函殿以御裁判相待申拠如件

天正十九年卯八月廿六日

向津具船頭喜右衛門善右衛門各中

島戸浦船頭権左工門殿 其外各中

江戸幕府はやがて支那貿易の見かえり品として干鮑・煎海鼠・鱻鰐を俵物と称して統制出荷せしめていたがその関係記録が島戸に残っている。（註の1）但し、明治八年角島と取交した約定書に海士の差出した網代錢を角島へ五歩七厘島戸へ四分三厘とふり分けているところを見ると昔入会であったとも推定される。

熨斗については角島の安永八年の文書が見られる（註の2）

次は捕鯨事業であるが、前掲弘化3年の文書に「九州より儀平治組と申鯨組も雇入角島尾山に納屋掛仕相立申候へ共角島網代浜立錢一錢も配置不勿論島戸浦支配之海に付右之次第に御座候」とあるを見るとその権利は島戸が握っていた如くである。同浦自営の捕鯨漁も早く延宝6年に肥中浦と共同で免許を得て始めており活躍していたが元禄年間に捕鯨中暴風雨となり舟船全部覆没し一時中止のやむなきに至ったこともある。享保年間の文書で見ると当時の成果は相当のものである（註の3）

鯨組入漁取決めについては寛政二年肥前国松島深沢与六郎代吉村なる者から島戸浦御庄屋河口藤右衛門宛に提出した文書がある。

一、島戸浦鯨網代致請浦春組入漁仕度御願仕候処萩御領肥中浦と先年より入相の場所にて萩長府御双方御公儀様へ御願被仰上候場所に付島戸肥中両浦御折合之上來亥の春より中春まで拾カ年の間御約束の廉々左に相記申候事

一、鯨毫本に付御運上銀四百目宛但右之内半分式百目宛萩御公儀様へ差上可申候間同式百目宛長府御公儀様へ差上可申候

一、鯨毫本に付油拾八挺御用油として被遊御買上候内半分九挺萩御公儀様へ御売上可申候半分九挺長府御公儀様へ御売上可申候代銀の儀は年々御公儀様より直定被仰出御払被遊筈に御座候尤何程宜敷鯨にても右の外余分不被召上候依て員数無相違上油上納可仕候事

一、浜立銀來亥式貫目に御定被下島戸肥中両浦へ相渡可申候

右浜立銀來亥春之儀は暫く中絶仕候網代の儀に付初年試故前段の通御定被下弥々後年参り候はゞ、浜立銀差出可申候（抄文）

大敷網は湯玉浦の創案で元和年間に初められているので島戸も可成り早く使用したことと思はれる。

一、夏大敷壱川 島戸市郎衛門

右角島前しけとねにて指免候

一、同壱川 島戸油 弥八郎

右角島むいの口にて差免候 宝歷十三年

大敷においては角島の人も許され操業しているが、これは後述の島戸との激しい漁権争の経緯を経て落着した結果であって、下文はその形式の一面を示したものである。

夏大敷網 壱川 角島 久左衛門

右於角島大敷網代当年も被差免被下候様願出候段被申出令承知候如願差免候条御定之運上銀上納候様可有沙汰候以上

明和元年三月七日

その他の漁種としては鯛の葛網（元和年間）鰯の建網（元禄六年島戸浦創始）鰯地曳、繩漁（享保九年泉州四艘入漁但し一艘に付三十匁宛運上銀支払）等の資料ありそれぞれ操業年月が明かである。その他鰯の敷網を始めとして当時流行の漁種は広く行われたものと思われる。

註の1・一煎海鼠百八拾斤右未年より島戸浦受負高一千鮑三百斤右酉年より島戸浦沖合請 文化3。右と大同小異の文書として文政12年のものがあるがこれには卯年より壬午迄11年分で20件の記録がある。

註の2・一長熨斗 武拾武把

一中熨斗 四拾武把 角島村

註の3・「一、銀壱貫五拾目也但鯨三本一本に付て三百五十目宛にて右者長浦郡島戸浦鯨六本取し内長府萩半分宛にて当戌御運上銀として請取申候享保三年戊五月廿日村田井右衛門島戸御庄屋七兵衛殿」同様な文面で享保十一年に壱貫八百目也享保十三年に銀武拾目也但し鯨拾本分壱本に付武百目宛、享保十三年一銀壱貫八百目也肥中鯨組御運上銀九本同十四年一銀壱貫二百目也右者島戸浦において鯨六本取候に付御運上銀」等見られる。

享保17年の飢饉

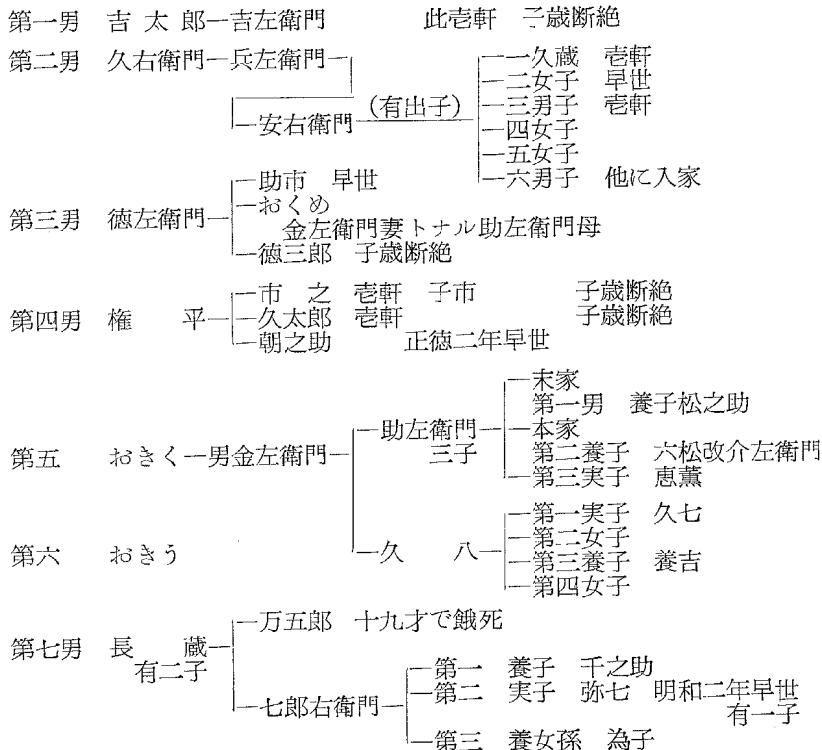
元和元年井原四郎右衛門なる者の提出書には島戸家数20カ所で人名家敷坪数それに対する各家の御地料銀が記されている。この総額は「米拾武石一斗七斤」で、浦海石は「一、米五拾武石三斗三升但銀五百武拾参匁三分定立銀但銀百目ニ付拾石宛にして」とあり相当の漁浦であったことが見うけられる。その後家数も増えて飢饉前62軒に迄なっていたのである。

角島勝安寺の古記録にこの年の飢饉について次の如き記事が載っている。

「島戸浦門徒系譜」「去ル享保十七年飢饉の節家数断絶してただ壱軒有しが式軒の人数(七郎衛門安太郎)他所より立入り又三軒に成今また六七軒に及べり。さて老人の伝説を書記して後年の記録に残し置くのみ。兵太郎壱軒六郎兵衛壱軒与三兵衛壱軒此三軒古記に其名みえたり子年餓に断絶せるなり享保十五六年頃は七八軒有しよし島戸安太郎物語せり」

右門徒記録は最後に“久七”的系譜を挙げている。

島戸浦久七 有七子



右一軒今七軒に及べり。」

飢饉に關係ある記録としてはこの他明和4亥2月庄屋長七提出の「島戸浦御地料銀並御歳暮御着共御算用

申上候目録」なるものがある。これによつて見ると

「合明和三年分一銀四百三十目右先年御帳面之前六拾式軒分内八拾三匁二分

右享十七子ノ年虫枯に付浦人五拾軒瀆申に付御運上銀之内百八拾參匁七分五厘御断り申上捨て被下先勘之前此内二拾六軒寛保二戌ノ年より増申に付右御運上銀捨りの分五拾軒に付三匁六分五厘五毛完二拾六軒分九拾五匁五分五厘戌の年より上納仕候分引残右之辻捨りの分追て浦軒数増申候節申出御運上備可申候六拾目 右浦人困窮に付御地料銀之内当分捨て被下候尤浦有付次第上納候事御手形之前残り弐百八拾壹匁八分」

島戸浦62軒の内50軒も餓死して潰えさつて僅に12軒が残ったという事実はあまりにもいたましい出来ごとである。(註の1)

ところがこの年の飢饉の被害は土地により非常に差があり島戸はその最たるものである(註の2)そこで飢饉と專業漁浦との関係に一考せざるを得ない。

漁民は魚を穀物に換えるか或は一度銀にして穀物を入手するかであるから、一朝飢饉ともなつて穀袋の口を封じた百姓には手の打ちようもないであろうし、また穀物の高騰に対して魚が影を失うこともあり得る。そんな日々の窮迫の末沖に出る力をも失つて次々に倒れてゆくことはありうることである。

島戸は長府藩領の飛地であるから政治的救済の手も伸び難く無援孤立の状態の儘この悲惨を現出したとしたら痛恨の極である。「困窮に付御地料銀之内当分捨て被下」位で済むものではあるまい。漁浦の脆弱性は昔も今も変りなかったことが思はれ政治対策の必要が痛感される次第である。

さて先掲の文書を見るとその後10年にして26軒増し更に8年にして1軒を加え地料銀も計285匁4分7厘5毛となっている。そしてその他の貢租をも挙げ「沖漁船六艘分壱艘に付式匁完御手形の前拾式匁」「夏小船八艘分壱艘に付壱匁完御手形の前八匁」但し紙墨筆代として八分肝煎屋敷として四分等を差引いて、「合計四百七匁四分」それに「御馳走銀式拾六匁六分七厘」を取揃え更に「一鯛、一鯛、右二筆御歳暮御肴として」府中に納めて漁浦としての役目を果していることが物語られている。同文書の最後は「右豊浦郡島戸浦当戌之御地料銀並御歳暮御肴共に御算用申上候処如件明和四亥ノ二月庄屋長七」と結んである。「当戌之年」は明和3年で西暦1766年享保飢饉年を隔てること34年のことであった。

註の1・島戸浦教善寺の過去帳にはこの飢饉死者の載つているものが比較的小少。然しこれは明治25年現在の各家に類別記載替したためであつて、このことは寧ろ飢饉で断絶した家が多かつたことを証する資料ともなるものである。当時の惨状を物語るものとしては追善会の記録帳がある。これには六月会十月会としてその会で追善供養した仏名と施主が載つてゐるが享保17年18年仏故者が斯然多く男52人女62人にのぼつてゐる(教善寺門徒は島戸の一部のみで角島徳蓮寺勝安寺外の門徒は別である)今これを享保16年9人15年8人14年4人に比較すれば常年との差異は明瞭である。その中には「右五人施主当浦久四郎」「以上七人施主喜六」「以上七人施主当浦俗名源三郎木壱荷」等の記載あり大壱荷を以つて御布施にかえたことが覗かれる。

註の2・角島寺院の過去帳を見ても他の歳と異なることには気付かされるが島戸程のものは見られない。その他の近隣も大同小異である。

角島との争い

漁業一本の島戸にとって漁業権は死活の問題であったから極めて敏感に反応した。近隣漁浦とは再々紛議を引起している。東隣の阿川浦南隣りの肥中浦わけても角島との争いは最も激しく最も長期にわたつてゐる。

前掲文化4年の文書の内容は前述の如く已にその中に角島との利害相剋を、即ち漁業権紛争を宿命的に含んでいることを雄弁に物語つてゐる。

一般に島戸浦の態度は主張すべきはどこ迄も主張する、そのためには忍べるだけは陰忍する。就中果すべき責課はその責を果すとゆう極めて慎重なものであった。これは追いつめられた者の窮余絞り出した智慧と思はれる。例えば弘化三年年寄畔頭庄屋の提出した「島戸浦往古より海支配角島廻り諸漁破難船取捌仕候謂書」に見られる。

享保三戊年角島萩御還付に相成その節角島廻海上石萩御役所より御讚談有之島戸浦に御沙汲御座候に付海上石之処者先年御赦免被仰付候儀に付御断申上候得共難相叶其段御郡代様確井勘兵衛様御先役村田平右衛門様御連座に付相歎御覗申上候処角島廻之儀者島戸浦渡世第一の漁場に付先例の海上石不差上候は以後以

後の差障りに可相成候様被仰聞候に付萩へ上納仕候尤先年石銀式百拾五匁之御定辻八拾六匁矢玉浦々前四拾三匁浦々前以上三ヶ所にて取揃仕候て差出申候筈に御座候処矢玉浦には角島廻にて諸漁不仕故御断上納不仕島戸浦々所者古来より角島廻りを離れ漁事仕場所無御座に付石銀之処御歎申上候処改て新銀式枚に御免被仰付是より右之辻上納可仕候様被仰聞無滞上納仕候其後享保五年極月長府へ御還附立帰り申候に付先年之通御赦免被仰付候角島廻り愈以島戸浦支配之海に無紛奉存候」

矢玉浦と異り慎重な島戸の態度が覗われ、このことが爾後の島戸の立場をどれ程有利に導いたか量り知れないものがある。島戸浦はまた海難救助事業が漁業権主張の根拠となることをも慮り角島廻りの救助作業に積極的に乗り出してもいるほどである。

角島との確執は屢々であるが、文化4年浦惣中畔頭より庄屋へ提出の文書が最も刻明にその実相を伝えている。それによると、角島より「去八月以来葛網鰯網掠度私共支配候海へ網入させ呉候様新法の相談」があったことに対する島戸浦としての態度を表明したものである。その言分を覗うに、先年来肥中浦阿川浦と相続いて問題起り何とかこれをなだめて来て「当浦方私共よりは何事にても難渋ヶ間敷儀發し不申様にと兼て落付」いた処今度角島より難題を持ちかけられ一応は「氣毒に奉存候」へ共「私共申候は角島へ少しの網にても入させ候ては漁業一通りの浦中相立不申に付折合不得申」と判然たる決意を表明している。

当時の漁業権紛争に対する藩の態度は渦中に巻き込まれる懼のある直接裁判はなるべく避けて関係浦の役員は勿論近隣浦々の庄屋の意見を聴き出来得ればその調停成立を待ちその報告を受けてこれを認めるという極めて柔軟かつ慎重な構えであった。従ってこの際も栗野矢玉の庄屋衆が調停に入っているわけであったが島戸浦は遂にその主張を曲げなかった。

就中宝暦年中の事例を挙げることによって自らの主張を有利に展開しようとしている。該事件は重大な要素を孕み爾後の交渉に大きく影響したものであるので次に引用する。

宝暦年中角島御庄屋治郎兵衛御役中新浦被願出御免被仰出付御書頂戴仕候段當浦方之者とも承之大に驚入早速當浦之御庄屋へ歎出角島へ御免の新浦御止させ被遣候様に御上に御願被仰出候様に申出候處其節之御庄屋より右段數度被歎出候得共一応被仰付之儀に付違被遊候儀難相成趣に付當浦中私共先祖の者共無拠御城下表浜へ能出歎申上と浦中不殘鍋釜等蕪へ包銘々かるい一同に出立仕候段當浦方役人衆御聞付御留と成候得共多人数の儀に付難取鎮早速隣府栗野矢玉御庄屋並に田耕筋御主屋衆迄も御通達相成候に付村々御庄屋衆追々御出浮色々御留被成候得共承引不仕追々能出候に付押とめ當浦方御役人衆猶又御出浮御役人衆其外數多御掛ケ付ケ道筋萩御領附野肥中特牛神田村に御役人衆御頼共々御留被成候先掛仕候者は小串込まても能出候者も御座候處村々にて御押へ入り割り被仰聞御連帰り漸く屋送り仕候に付云々。

これは大変のデモストレーションでありもしそれ強訴にもならんか相当の犠牲はまぬかれなかつたと思はれるがそれを覚悟で老弱男女村を挙げてめいめい鍋釜をかるい府中を目指して移動する様はまことに悲愴である。

付近の村々の庄屋を総動員して中途より引帰らしめることは出来たがその代償として役人は島戸浦人を納得せしめるに足る努力と方策が荷せられたわけである。

御庄屋より御歎御戻被仰出候處最早角島には新浦の家等造蛭子堂迄も出来仕候得共御庄屋浦中歎御聞届御憐懃を以新浦御止させ被遊候段御沙汰初仰出浦中私共先祖之者共難有仕合ニ奉存右御憐懃の御影にて是まで漁業無障相稼渡世仕候然ル所右新浦御止させ被遊候段角島より根に持当浦と角島不和に相成双方共物每不宜に付其節の御郡代様より御差図にて塙路子部上矢玉御庄屋御出張當浦角島不和之所和睦仕候様御取扱猶其上御郡代様對御差図に和睦仕乍此上双方共己前よりも睦敷因み合候ように右御取扱之御庄屋衆御挨拶に付當浦支配海之内野崎沖夏大敷網代一川こやし網として為敷入候等に申談尤當浦より網代貸し敷せ候証拠として網代錢毎年八十文錢百目宛角島より當浦へ受取申候則宝暦十辰同十二午書替し式通之証文に記し御座候

この落着を見ると形式と実質をうまく咬み合せて相方を納得させた苦心のあとが見える。資料としての諸

文書即ち宝暦9年角島より提出された鰯網壹川許可方歎願書に対して同年許可が出ておるものか抑々の発端でそれに続く宝暦10年11年12年13年と毎歳角島に対して改めて出ている許可がかかる措置に該当する形式面であると思はれる。

その後の経緯は弘化3年島戸年寄畔頭庄屋の提出文書中に見られる。

夏方大敷網代一ヶ所配分一（中略）一其後追々難済申出仕候に付又々夏方小鰯網一川御免被仰付新浦永延引被仰付猶又諸漁に相拘る儀向後願出申候て茂御取上け不被仰付候御書下け壹通被仰付難有仕合に奉存候これらの件は角島提出の村浦明細書に次の如く出ているものと符合する。

一、浦石 式拾壹石五斗 角嶋水帳ニ書記有之内

銀四拾三匁 萩領和久浦より上納 但角嶋廻ニ於て諸漁致ニ付割賦ノ前

同八拾六匁 嶛戸浦より上納 但同上

残 八石六斗

是ハ矢玉浦に割賦相成処彼浦より角嶋廻リニ於テ諸漁一切致間敷ト判定ニ付割賦上納被差免仍浦石角嶋 残に付角嶋ニ於テ新浦取立一旦被差免と雖故障有之御先延引相成候

同書は幕末であるから明治に至る迄島戸は終に角島に新浦の出来るのを許さなかったのである。明治になってからも、角島が諸事御一新の風潮に乘じ島廻り漁業権特に大敷鰯網鰯網等の獲得を願出したのに対して、島戸は聽訟課に訴えて迄これが阻止をはかっている。明治7年のことであった。

然しながら時勢の進展と共に次第に角島の生活権を認めざるを得なくなり、船の発達は地方（ヂカタ）と島との漁業基礎条件のひらきを無くしたことと相俟って、次第に妥協の方向に進まざるを得なくなつて来たのである。同裁判進行につれて両者の「熟談内済」の到達点を次文の如く定めている。

右之通双方申上候処追々於御場所ニ御説諭被仰聞御利解ニ基キ共ニ熟談相調角島漁業ノ儀ハ底立網三艘鮓網式艘ニテ営業其余ハ島渡浦為仕組建當明治七年ヨリ同拾六年迄往キ拾ヶ年ノ間相待同拾七年ヨリ往キハ釣小網ヲ以入合ニシテ営業仕候」

明治8年に島戸浦惣代と角島惣代との間に取交された約定書にも同様な傾向が見られる。

一、海士共ヨリ差出候網代錢揚リ高角島へ五歩七厘島戸浦へ四歩參厘当リヲ以テ請方可致候事云々この趨勢は然しながら角島の一大反撃によって別の局面に展開された。所謂「漁權獲得戦争」なるものであるがこの件については漁業権の項参照のこと。

これを要するに島戸浦と角島との本来の関係は深い間柄であったのである。血のつながりかゝ見ても、宗教關係からいっても、将また他藩領中に介在する同藩の立場からしても共助共栄の間柄であるのが当然である。

然るに現実においては生活領域の利害から2つの社会はその親和条件を凡て消去する一方内部的には共同体的緊密度を深めて斗争態勢を強化していっていることは注目されるべきことがらであろう。

勿論文化に触れる機会が多くなるに従いかかる争いは転換されており、またそうあるべきである。

現在島戸漁業協同組合は283人の正組合員と準組合員40人とを擁し信用購買販売利用の諸事業を営み受託販売額年29,903,396円（昭和34年度）純資産3,609,261円（昭和32年）を有する使命に真摯なる共同体である。

十三 結語

我々は以上において、角島集落の歴史、社会、経済、生業と技術の各方面にわたりて一応概観してきた。我々は我々の調査の結果が十分のものであるとは思っていない。然しながら角島集落の大体の状況と傾向は明にしたのではないかと考えている。

この調査が行われるに当って山口県の援助を受けたことについて明記しておかなくてはならない。なお我々が調査の上で協力を仰いだ機関は角島中学校、同小学校、勝安寺、徳蓮寺（以上角島）、教善寺（島戸）角島漁業協同組合、同農業協同組合、豊北町役場角島支所等である。明記して感謝申し上げるものである。

P L A T E

PLATE I

Appended map of report (called Jige-joshin) written in 1739 by the village head man

PLATE I

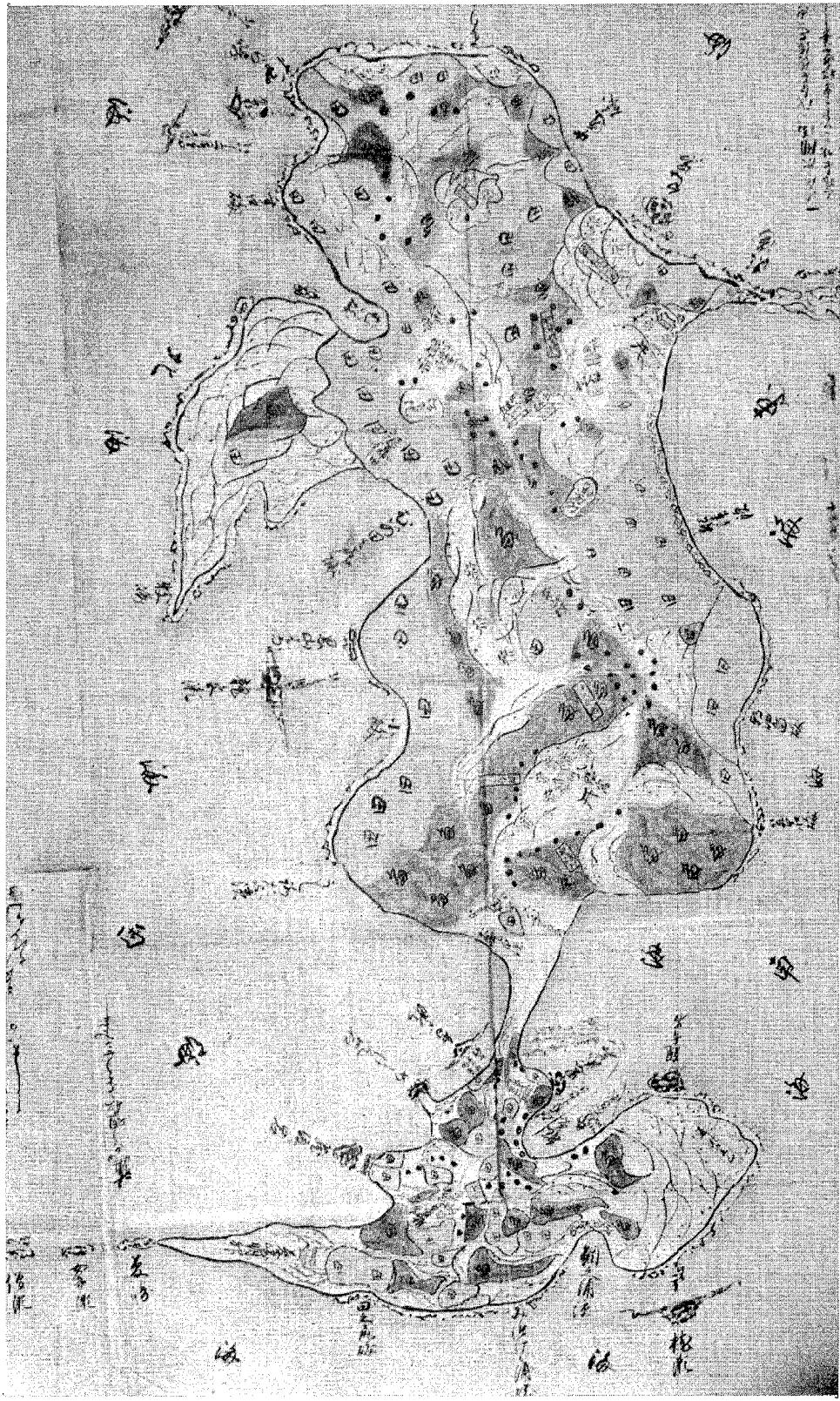
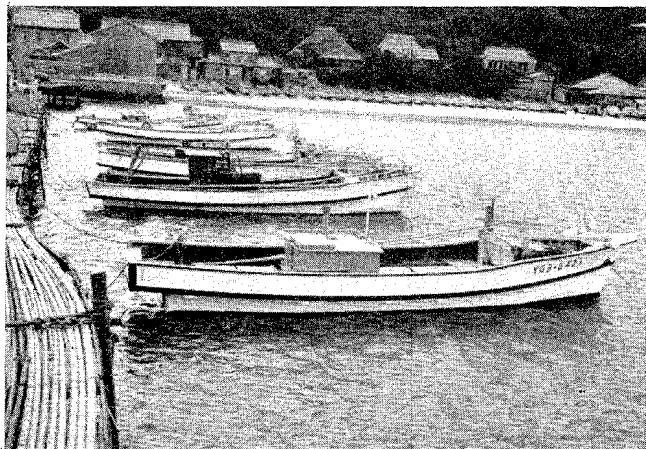


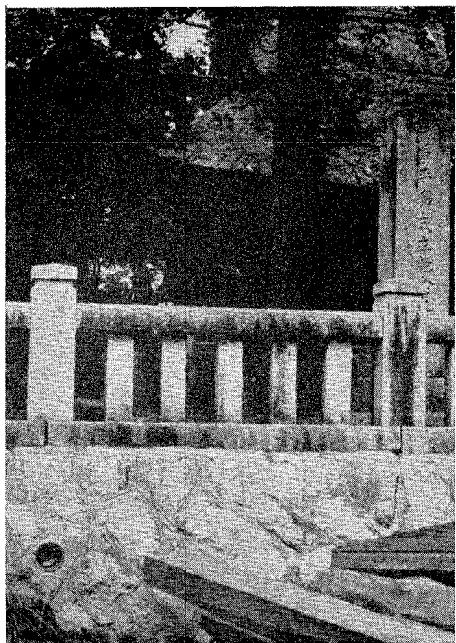
PLATE Ⅱ

1. Wharf of the Oyama village
2. Beach of the Oyama village
3. Boat hut
4. Memorial monument for the fishing struggle with the Shimado village
5. Showing a part of the shore-reef

PLATE II



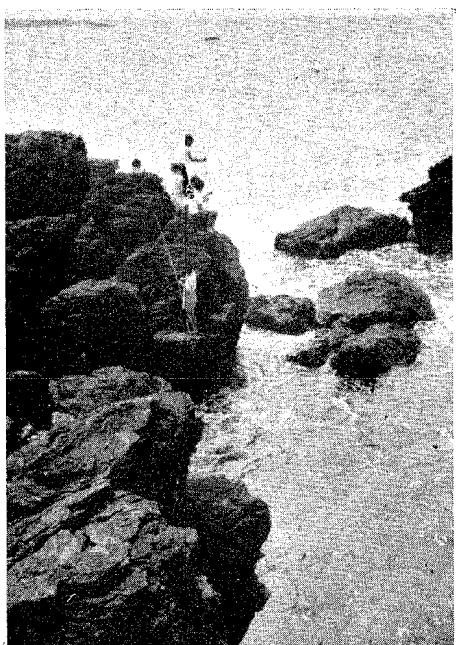
1



4



2



5



3

PLATE III

1. Wet field for rice cultivation of Motoyama
2. Low field at the foot of the Sato village
3. Showing the terraced wet fields and boat-huts along the beach of the north western sea coast
4. Hut for drying the tobacco leaves
5. Dry field fertilized by the sea weeds

PLATE III



1



2



3



4

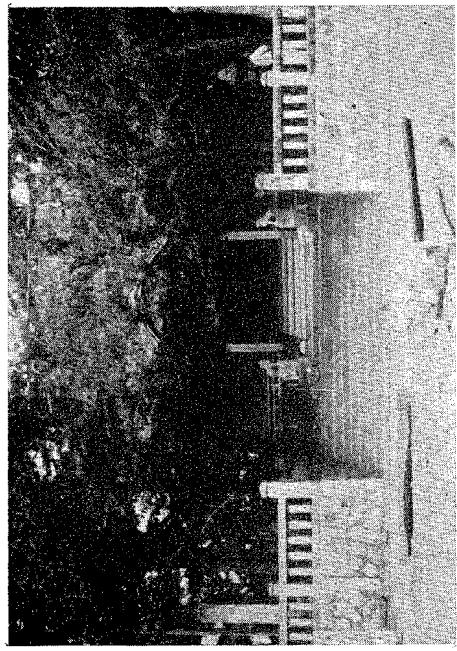


5

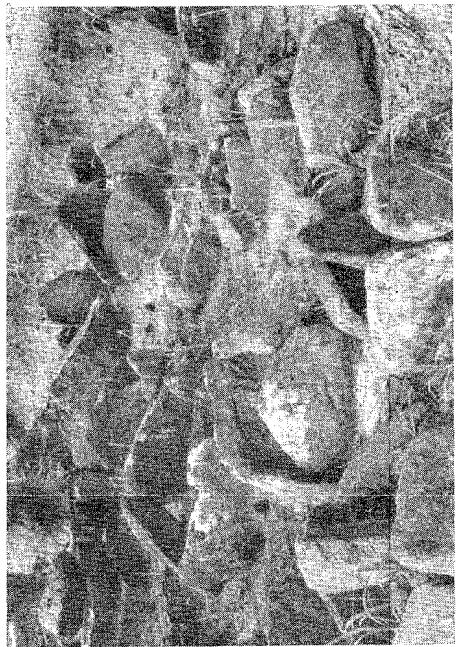
PLATE IV

1. Hachiman Shrine : Susano-o-no-mikoto is said to have been enshrined
2. Sarutahiko : A guide for the reclamation
3. Abandoned grave yard at Motoyama which has been said related with some families of the Shimado village
- 4,5. One of the grave yard of the Oyama village

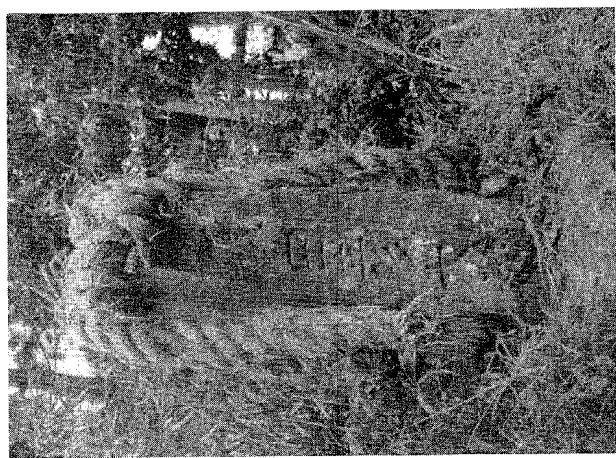
PLATE W



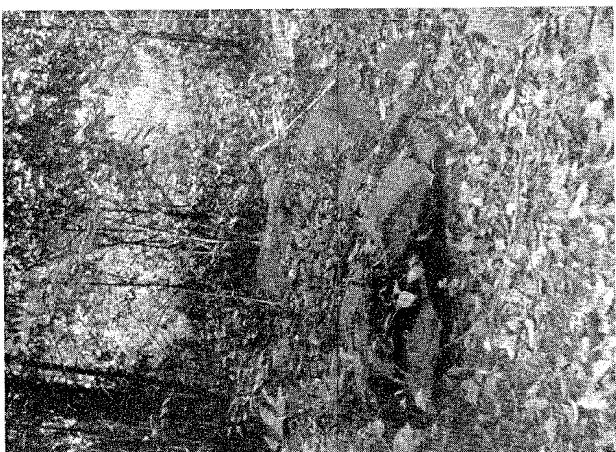
1



4



2



3



5